

平成20年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成20年3月7日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成20年3月 7日

18日間

至 平成20年3月24日

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について

第 5 議案第 4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 6 議案第 5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第10 議案第 9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算

- 第15 議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議案第15号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第20 議案第19号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第21 議案第20号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第22 議案第21号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第24 議案第23号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第25 議案第24号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第26 議案第25号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
- 第31 特別委員会委員の選任について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1番 藤田正夫君
- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 5番 今西孝司君
- 6番 東まさ子君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山勲君
- 9番 西山和樹君
- 10番 山田均君

- 1 1 番 室 田 隆一郎 君
- 1 2 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 3 番 吉 田 忍 君
- 1 4 番 野 口 久 之 君
- 1 5 番 野 間 和 幸 君
- 1 6 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

- 4 番 畠 中 勉 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

- 町 長 松 原 茂 樹 君
- 副 町 長 上 田 正 君
- 教 育 長 寺 井 行 雄 君
- 会 計 管 理 者 藤 田 義 幸 君
- 参 事 田 渕 敬 治 君
- 和 知 支 所 長 岩 崎 弘 一 君
- 総 務 課 長 谷 俊 明 君
- 企 画 情 報 課 長 田 端 耕 喜 君
- 税 務 課 長 岩 田 恵 一 君
- 住 民 課 長 伴 田 邦 雄 君
- 保 健 福 祉 課 長 野 間 広 和 君
- 子 育 て 支 援 課 長 山 田 由 美 子 君
- 地 域 医 療 課 長 下 伊 豆 か お り 君
- 産 業 振 興 課 長 山 田 進 君
- 土 木 建 築 課 長 松 村 康 弘 君
- 水 道 課 長 藤 田 真 君
- 教 育 次 長 長 谷 川 博 文 君
- 監 査 委 員 人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長
書 記

伊 藤 康 彦
山 内 圭 司

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番議員・今西孝司君、6番議員・東 まさ子君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月24日までの18日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第3号のほか、26件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の3月4日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、閉会中、各委員会が開催され、所管の調査、研究が実施されました。

議会広報特別委員会は、2月20日、21日の両日、東京で開催されました町村議会広報研修会に全委員参加され、熱心に研修をいただきました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本定例会に、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告いたします。

本日、会議終了後、この場において、議員全員協議会を開催いたします。

また、全員協議会終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さん、大変ご苦労さんですが、よろしく願いいたします。

畠中 勉議員は、入院加療のため、本日から17日まで欠席の旨、届けを受理しております。

また、上田瑞穂支所長からは、本日の会議を欠席する旨の届けを受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第 4、議案第 3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について～

日程第30、議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第4、議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定についてから、日程第30、議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第4、議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定についてから、日程第30、議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成20年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各

位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただき、まことにありがとうございますございました。

今年の冬は、たび重なる降雪が続きましたが、ここに来てようやく春の気配が感じられるところでもあります。

各位には、円滑な行政推進にご尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、岡本議長様におかれましては、去る2月22日の京都府町村議長会総会において議長会会長にご就任されました。地方分権の進展とともに、議会の役割や活性化がさらに求められている今日、その重要な職責をますますご健勝でご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。

今期定例会は、私の任期3年目を迎えた通年予算を提案させていただくことになりました。京丹波町が発足して2年余り、振り返りますと旧町から引き継いできた事業や、その延長線上にある課題を整理しようと歩んできた月日であったと思います。

町政懇談会や住民アンケートなどの結果を見ても、多くの町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに期待を寄せられています。

町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのためには、安定感のある町政運営が何より必要であります。そうした観点から将来を見据えて安定した町政の土台を築いていくために、旧町からの課題に目をそむけることなく、しっかりと向き合ってきたところでもあります。

昨年3月には、京丹波町の未来図、総合計画基本構想が定まりました。その実現に向けた基本計画もまとめ、20年度から具体的にまちづくりの方向性や事業実施のスケジュールを着実に進めていかなければなりません。私の任期である4年を一つの区切りとするならば、後半の2年はそういう姿勢で臨む考えであります。

これからの時代、あれもこれもやるということではできませんし、それが許される財政状況にもありません。それぞれの事業について、評価と検証を繰り返しながら、費用対効果を見極め、総合計画に基づかない事業はやらないぐらいに絞り込んで事業をやっていくほかないと考えております。

総合計画に定める町の将来目標像は、まちづくりの中心に人を位置づけ、町民の皆様のもちづくりへの参加を得て知恵を結集し、ともに力を合わせて協働する町を築いていこうとするものであります。

今日まで築き上げてきたさまざまな社会資本に加えて、本町の潜在的能力をいかに引き出すかが、これからの時代を生き抜いていくまちづくりであります。

今、まさに行政も町民の皆様も、ともに意識改革ができるときであると考えます。こうし

たことから、現在、これまでの知識と経験を生かし、企業誘致、町有遊休施設や土地の利活用、特産物、観光による地域の活性化に即実践いただける人材を、常勤特別職の参与として募集いたしております。

また、住民自治組織によるまちづくりの検討委員会から提出された報告書をもとに、協働のまちづくりの推進に全力で取り組んでいく所存であります。

議員各位、町民の皆様のご理解ご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成20年度の当初予算についてご説明申し上げます。

平成20年度国の一般会計予算は実質経済成長率を2.0%とし、これまでの歳出改革の軌道に乗せる重要な予算として最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる希望と安心の国の実現のため、活力ある経済社会の実現、地方の自立と再生及び国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に集中した予算として、その総額は前年度予算に対し、0.2%増の83兆613億円となっております。

また、地方財政対策においては、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、歳出特別枠、地方再生対策費が創設され、交付税算入がなされることになりました。

国も、少しは地方に目を向けてくれたかという思いはいたしますが、地方財政収支は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、13年連続して財源不足が生じ、前年度と同様、地方が赤字地方債とも言える臨時財政対策債の発行によって、補てん措置を講じることに変わりはありません。

地方財政計画の規模は、前年度より0.3%増の83兆4,014億円、一般財源では地方再生対策費の算入により、地方交付税が1.3%の増が見込まれるものの、依然として厳しい状況であります。

平成20年度の予算編成に当たっては、こうした厳しい財政環境での編成作業となりましたが、財政の健全性の確保に留意しながら、現状の課題に対応した施策の予算計上に努めたところであります。

基本的な考え方につきましては、総合計画の着実な実現を念頭に置き、協働のまちづくりに向けた住民自治組織の組織化支援に取り組むこと。情報基盤の格差解消、地上波デジタル放送への対応とともに、高速インターネット接続環境の実現のため、ケーブルテレビ拡張事業に着手すること。教育施設の耐震改修、防災ハザードマップの作成や、計画的な物資の備蓄など、安心・安全のまちづくりを推進すること。将来の財政負担の軽減のため、地方債の

繰上償還や地方債の発行を抑制し、実質公債比率の引き下げを図ること。引き続き、重点施策であるダム関連対策事業や農林業基盤の整備とともに、企業誘致など町有地や土地開発公社先行取得用地の利活用を促進することなどであります。

一般会計予算の総額は、102億5,800万円、前年度当初予算に比べ、3.2%の増額、新たに後期高齢者医療特別会計を加えた16特別会計では、老人保健、水道事業の減額要因により78億8,796万円と、前年度対比17.7%の減額となっております。

すべての会計を合わせますと、総額で181億4,596万円余りとなり、前年度対比約13億7,771万円、7.1%の減額となりました。

それでは、まず一般会計についてご説明させていただきます。

歳出の性質区分から、投資的経費では、約2億9,307万円増額の16億177万円、前年度対比22.4%の増額といたしております。情報基盤の整備や、学校耐震改修事業を計上するとともに、継続的な事業を中心に、早期完了を図ってまいります。

人件費では、2.8%減の18億1,365万円余りを計上いたしております。行政サービスの維持確保に向けて、行政経費の節減を強く求められる中、引き続き、特別職や管理職手当の減額、ノー残業デーや休日出勤の代休振替措置等を徹底し、時間外勤務手当の抑制を図るとともに、定員の適正化に努めてまいります。総額では、5,198万円の減額といたしております。

物件費では、11億5,843万円余りを計上いたしております。前年度予算の執行状況を検証し、精査を加え、経常的な事務経費の縮減に努めたところでありますが、新たに始まる特定健康診査事業や、発達支援事業費の新規計上など、2,270万円の増額となっております。

扶助費につきましては、共同作業所を自立支援法に基づく新体系へ移行する増額要因4,271万円を含め、老人、障害者、児童福祉費を主なものとして4億8,245万円を計上、各種の負担金や補助金を主なものとする補助費等は1億354万円増額の14億4,048万円、繰出金では各特別会計への繰り出しに9,362万円減額の12億9,173万円余りを計上いたしております。補助費と繰出金の増減額は、後期高齢者医療制度の施行により、従来の老人保健会計への繰出金が後期高齢者医療給付費負担金として執行することによるものであります。

公債費では、3,952万円増額の22億7,670万円となりました。公債費負担適正化計画に基づき前年度当初予算に比較し1億円増額の3億円を繰上償還に充て、後年度の財政負担の軽減と、実質公債比率の抑制を行うこととしております。

これら、18年からの繰上償還による実質公債比率は、18年度20.8%から20年度見込み20.1%を推計いたしております。ご理解賜りますようお願いいたします。それでは、項目ごとに特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、健全な行財政運営や均衡ある受益と負担の適正化を図るため、引き続き行政改革推進委員会や公共料金等審議会に意見を求めることとしております。

また、昨年の残念な不祥事の発生を契機に、適正な入札執行、検査体制の確立に取り組んできたところですが、さらに、入札契約事務の透明性、公正性を高め効率的な入札手続を進める電子入札による運用を行うため、そのシステム導入に370万円を計上しております。

昨年策定した京丹波町総合計画の着実な推進を図るため、大学との連携による調査研究を進めるとともに、新しい住民自治組織、協働のまちづくりの推進や支援のための「地域リーダー」の養成を図るなど、町民と一緒に築くまちづくりの具体化に向けて所要の経費を計上したところであります。

老朽化とともに崩壊のおそれがある旧和知第二小学校校舎の旧館部分の解体には1,800万円を計上し、安心安全の確保を図ることといたしております。

その他継続的な事業では、山陰線複線化事業補助金に7,516万円を計上するとともに、合併特例債を活用した振興基金積立事業には1億58万円を積み立てることとしております。本則では、1億6,200万円の積み立てが可能であります。地方債借入抑制の観点から、満額計上を見送ったところであります。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者、障害者の方々が安心、快適に暮らすことのできる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充実、拡充に配慮した予算計上に努めたところであります。

障害者の自立支援事業に1億7,647万円、介護保険事業には2億1,903万円、老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行することに伴う京都府後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金や特別会計への繰出金などの関係経費に2億1,321万円を計上し、制度の円滑な運用を図ることといたしております。

また、少子化の進行と家庭、地域を取り巻く環境の変化は、次代の社会を担う子どもたちに大きな影響を及ぼしております。20年度から、本町独自による発達上支援が必要な就学前の子どもや保護者を対象に療育や相談事業を行うため520万円を計上したほか、家庭内の緊急時等に子どもを一時的に預けることができる一時保育事業の実施に63万円を計上しております。

このほか、児童手当給付に1億766万円、保育所費には3億3,115万円を計上し、

子育ての意義について理解が深められ、すこやかな育成を支援することとしております。

また、新たな保育所建設につきましては、昨年より検討委員会を立ち上げ協議をいただいております。一定の方向性を早期にまとめ、建設に向けた諸準備を整えたいと思っております。

保健衛生費では、町民一人一人が健康で明るく生き生きとした生活の維持のため、その健康を守る継続的な健康教育、健康診査、予防事業などの保健活動が極めて重要であり、合併後、これら健診事業については、住民負担を無料に統一し、運営をいたしてまいりました。引き続き、これを継続してまいります。

これらの各種健診や予防事業には、9,726万円を計上しております。新たな必要経費として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病、メタボリックシンドロームに着目した健診保健指導を実施する特定健康診査等事業に1,454万円、広域連合との協働による後期高齢者健康診査事業に597万円、介護保険適用のおそれのある高齢者を把握し、適正な介護予防事業を実施する高齢者実態把握事業には659万円などを計上いたしております。

また、医師、看護師の確保や医療制度改革等、極めて厳しい対応が求められる病院等の診療所費では、3億718万円を計上しております。

昨年3月に、地域医療対策審議会の答申を受け、また医療制度改革による療養病床の方向づけ、診療報酬への影響など、外圧的な今日の医療を取り巻く厳しい環境や、地域医療を支える町財政の運営に照らし、慎重に検討を重ねる中で、今回条例改正案も提案させていただきましたが、病床の再編を行うことといたしております。

ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

不法投棄、水質保全、地球温暖化対策など、重要な政策課題となっております環境衛生面では、下水道会計の繰出を含め5億3,434万円、清掃費に船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして3億1,208万円、簡易水道費に2億7,122万円を計上いたしております。

環境問題に対する意識を高め、ごみの減量化やリサイクルの推進等に努めるとともに、畑川ダム建設とともに、統合簡易水道事業の促進や、未給水団地への給水等、安全で安定した水道施設の整備を図ってまいります。

農林水産業費につきましては、担い手の減少と高齢化の進行による農地の荒廃、集落営農機能の低下が懸念される中、担い手の連携による農地保全や、黒大豆、小豆、そば、京野菜等の特産振興、営農組織への支援など、生産性の高い農業の実現に引き続き努めるところであります。

中山間地域直接支払事業補助金に1億1,644万円、特産物等作付奨励金や産地支援事業に2,459万円、農地・水環境保全向上対策事業に1,036万円を計上し、地域ぐるみの共同活動や営農活動支援を積極的に行うとともに、有害鳥獣対策事業として防除施設助成を中心に1,369万円を計上しております。

また、畜産環境対策費につきましては、堆肥センター、ストックヤードを有効に活用した資源循環型農業の確立に努めるとともに、施設機能の向上のための改良を行い堆肥の野積み防止に厳しく対処していく所存であります。

私の公約である情報基盤の整備につきましては、国の農山村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、本年度より4年間の事業計画に基づき事業着手することとしております。

全体計画では、約19億6,200万円に上る大事業であります。財政の健全性と有利な財源確保に留意しつつ、慎重に進めてまいりたいと考えております。

本年度は、5億2,500万円を計上するとともに、後年度に必要な経費14億3,700万円について、債務負担行為の設定をお願いしております。

林業費では、森林の多目的機能の保全と、地域活動の促進、有害鳥獣対策、林道開設等に2億3,641万円余りを計上し、将来を見据えた森林環境の保全整備、育成を図ることとしております。

商工費では、低迷する消費経済の影響を受ける商業、中小企業に対する信用保証料補助金や、融資利子補給をはじめ、商工会への小規模事業経営支援事業助成に、京都府の補助金の2分の1相当額2,423万円を計上いたしております。

また、観光施設の運営、交流体験事業など地域資源を生かした観光振興には4,845万円を計上しております。

土木費では、畑川ダム建設促進に伴う関連事業に4,171万円を計上するとともに、道路新設改良費には、継続事業も含め、16路線に3億4,856万円、都市公園整備事業には5,165万円余りを計上いたしたところであります。

消防費では、中部広域消防組合負担金2億2,830万円、消防団運営費に7,730万円のほか、組織再編、施設整備等について昨年末に消防団組織等審議会の答申を受け、本年4月から新しい組織に再編することに伴い、国の合併推進補助金を活用し消防車両や防災センターの表示変更、団統一訓練服の更新など、2,915万円を計上しております。

また、多発する自然災害に備えるため、洪水、土砂災害、地震に対応する総合型防災マップの作成に1,181万円、防災備蓄物資の購入に100万円を計上いたしております。

教育費では、総額で7億4,796万円を計上いたしております。児童生徒の安心・安全

な教育環境の整備を図るため、下山小学校の耐震改修事業に5,850万円、和知中学校の実施設業務に770万円を計上したほか、それぞれの分野において必要となります学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上いたしたところであります。

教育を取り巻く環境は、教育基本法や学校教育法の改正とともに、本年1月には中央教育審議会の答申を受け、学習指導要領の改定が進められております。生きる力の育成を重点に置くことを引き継ぎながら、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動を充実するとともに、授業時間数の増加や、小学校高学年からの外国語活動導入などが示されております。

教育をはぐくむ環境も、その時代とともに適切に整え、応えていく必要を強く感じているところであります。同様に、地方自治体が受け持つ教育施設の環境整備も、耐震補強や防犯対策による児童生徒の安心・安全対策とともに、少子化や通学環境の変化などに対応したあり方も検討しておく必要があります。

本町におきましては、昨年、教育委員会が瑞穂地区において小学校の教育充実のあり方等について懇談会を持ちました。さまざまな意見集約とともに、まちづくりの全体の中で検討を行うため、内部組織として学校適正規模配置検討委員会を設置し、検討を始めております。今後、議論を深め、児童生徒にとって望ましい教育環境の方向を探ってまいりたいと存じております。

次に、歳入についてであります。町税につきましては19年度の決算見込みから推計されます収納見込み額と、国が示しております地方財政計画の指標を検討の上、過大見積もりにならないよう精査を加え、計上したところであります。

個人町民税が、前年度に三位一体改革による税源委譲等により大幅な増額となりましたが、町民総所得の伸びは依然としてマイナス基調であることや、償却資産の減価を背景に1,492万円減額の17億1,979万円を計上いたしてしております。負担の公平が原則であります。税の滞納対策につきましては、組織の強化を含め、今後とも全力で取り組んでまいりますとともに、京都府との共同徴収による連携や法的措置を徹底して講じてまいりたいと存じます。

譲与税・交付金関係につきましては、19年度決算見込みは京都府の推計値をもとに、新たな地方特例交付金の住宅ローン減税補てん特例措置を主なものとして、2,120万円の増額の5億2,450万円を計上してしております。

なお、国会で審議中の道路特定財源の暫定税率につきましては、地方道路整備に欠かせない財源であり、税率が堅持されることを強く望むとともに、これを前提として計上いたしてしております。

地方交付税では、13年度から通常収支の不足分を臨時財政対策債の発行に振り替えられてまいりましたが、19年度からさらに21年度まで同様に措置が継続されております。示されました地方財政計画では、交付税の法定率分を堅持した上で実質的な総額を増額確保したとされ、総額では1.3%の増額となっております。この増額要因は、財政状況が厳しい市町村への地方再生対策費が新たに措置されるものであります。

本町におきましては、普通交付税の合併算定特例による一定額と地方再生対策費の算入が1億7,400万円見込めますものの、特別交付税における合併特例加算措置が3年の経過により皆減となることから、全体として600万円増額にとまる46億7,500万円の計上といたしております。

このような厳しい状況であります。特定財源の確保と地方債発行の抑制に留意しながら、前年度の推移から見込める財源をほぼ満額計上することにより、2年連続して財政調整基金の取り崩しを抑え、後年度の財政需要に備えたところであります。

国の地方行政改革指針や新たな4指標の導入など、大幅な行財政制度の見直しとともに、財源の確保が大変厳しい状況であります。削減を図りつつも、選択と集中により後退させはならない住民生活に密着した行政水準の維持と健全財政の確保に十分留意し、執行に当たってまいり所存であります。

議員各位、町民の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。引き続き、特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計事業勘定では、18億348万5,000円を計上いたしております。国民健康保険では、中高年齢者を多く抱え、今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下、低所得者の増加傾向にあり、医療給付費の増嵩とともに、財政状況は一段と厳しさを増しております。あわせて、20年度からの後期高齢者医療制度の創設により、被保険者数が大幅に減少するほか、特定健診、特定保健指導の義務化など、国民健康保険の事業運営は大きく変化するところであります。

本会計は、これまで税率を据え置き、国庫支出金等、特定財源等を当ててもなお収支が不足する部分については、国保運営基金を繰り入れ、収支のバランスを図ってきたところであります。今回の制度改革等に伴う国保税の改定を行うとともに、医療費の適正化対策や収納率向上対策に取り組み、財政安定化と負担の公平性の確保を図ってまいります。

診療所勘定につきましては、質美診療所勘定に1,794万円、和知診療所勘定3億5,605万6,000円、和知歯科診療所勘定7,102万5,000円を計上しております。

診療報酬改定による診療収入の減収が危惧される中、内部経費の削減に努め、一般会計からの繰入金を縮減するなど、健全な運営に努めてまいります。

老人保健特別会計では、後期高齢者医療制度へ移行に伴い、本年3月診療分までの医療給付費等に必要予算の執行となることから、2億4,989万9,000円を計上しております。

新たに設けることとなる後期高齢者医療特別会計につきましては、1億9,894万1,000円を計上しております。後期高齢者医療制度は、後期高齢者を被保険者として保険料を徴収し、医療給付を行う制度であり、その保険料は給付費全体の1割と定め、残りを現役世代からの支援金4割、公費を5割投入して賄う仕組みとなっております。

保険料の決定、賦課や給付、診療報酬の支払いは広域連合が行うこととなることから、本会計につきましては広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。なお、一般会計からの繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を公費で補てんするため行うものであります。

介護保険事業特別会計事業勘定では、15億7,045万8,000円を計上いたしております。平成18年度からの第3期介護保険事業計画の最終年度を迎え、保険料統一を行う次期介護保険事業計画の策定年度となっております。保険料に直接影響する介護サービスの給付の適正化と介護予防や地域支援事業の推進を図り、健全な運営に努めるところであります。

サービス事業勘定では、包括支援センターを拠点に、介護予防支援事業の推進を図ってまいります。

水道事業特別会計につきましては、総額13億5,560万円を計上いたしております。進めております統合簡易水道事業は、19年度末をもって、丹波・瑞穂地区では85%、和知地区では67%の進捗を見込んでおり、引き続き事業の推進と施設の適正な管理を図り、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。

下水道事業特別会計につきましては、総額12億円を計上いたしております。前年度に比較し、2億1,000万円の増額計上といたしましたが、計画的に実施する公債費の補償金免除での繰上償還を1億2,500万円計上するなど、健全経営を図ろうとするものであります。今後におきましても、受益と負担の関係に留意しつつ、供用区域内の下水道接続の促進に努め、使用料の確保と健全な運営に努めてまいりたいと存じます。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億2,293万7,000円を計上し、児童・生徒の通学や町民の利便性の確保に努めるところであります。20年度は、安全運行の

観点から、ワンステップ中型バス2台の更新を予定しております。

国民健康保険瑞穂病院事業会計では、収益的収入及び支出に8億4,290万2,000円、資本的収入5,209万5,000円、支出に5,409万5,000円を計上しております。診療報酬の改定による減収と地域医療を確保するための経費はますます乖離していく状況にあり、厳しい経営環境であります。経営の健全性と保健・福祉・医療の連携を強化し、町民に信頼される診療体系の構築を目指してまいります。

病床の再編とともに、在宅医療の推進のため訪問診察、訪問看護、訪問リハビリなど、訪問系の充実を行い、病院と在宅の連携を強化することや、新たに外来の月2回の土曜診療を行うなど、患者のニーズに応えられる地域医療の推進に努めていく所存であります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金財産の運用益に係りますものを42万3,000円、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、321万2,000円を計上いたしております。須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美財産区特別会計につきましては、財産の管理、住民団体への助成を中心として編成いたしましたものでございます。

以上、平成20年度当初予算につきましての編成方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、条例等の議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、本年4月から施行される後期高齢者医療制度に伴う事務の取り扱い及び保険料等について、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、学校教育法の条番号や条文の一部が改正されたことにより、引用しております関係条例を改正するもの。

議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の給料、期末手当について引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同じく給料、期末手当について引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について、引き続き支給額を10%の減額とするもの。

議案第8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正を行うもの。

議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者支援金分等を新たに課税することとなるほか、既存税率の改正を行うもの。

議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、瑞穂病院の病床数の再編を行うもの。

議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、診察使用料等について根拠規定の整理等を行うもの。

議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、税政改正に伴う介護保険料が上昇となる被保険者に対する激変緩和措置を引き続き行うものであります。

以上、本日提案させていただく議案は27件であります。細部につきましては、所管する課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、工事請負契約の変更、予算の補正案件等につきましては、目下調節中でございますが、整次追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 失礼をいたします。それでは、議案第3号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、町長から説明があったところでございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、20年4月から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、町の事務を執行するための条例を制定するものでございまして、高齢者の医療の確保に関する法令及び京都府後期高齢者医療広域連合の条例に定めるもののほか、町が取り扱う事務や普通徴収に係る保険料の納期等について定めるものでございます。

それでは、条例案でございますが、本案につきましては3つの章と附則で構成されておりまして、第1条と第2条で町において行う事務を定めております。

内容といたしましては、政省令で定めのある保険証の交付申請の受付や引き渡し、また療

養費等の申請書の受付などの事務のほか、広域連合条例において定める各種の申請書や通知書の受付と引き渡しなどの窓口事務の規定をしております。

また、第3条では、町が保険料を徴収すべき被保険者について、第4条では普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期を定めております。

この保険料の徴収方法につきましては、既にご承知のとおり、基本的には年金からの天引きによる特別徴収ということでございますが、これにつきましては法令に細かく規定がされておまして、普通徴収に係る保険料の納期についてのみ市町村条例で定めることとなっております。

なお、納期が7月からとなっておりますのは、本制度では特別徴収の仮徴収というのが4月から始まるわけでございますが、普通徴収の仮徴収は行われず、7月の本算定から普通徴収につきましては開始をするということになっておるわけでございます。

以下につきましては、督促手数料でありますとか、延滞金、罰則の規定ということになっておまして、なお、附則におきまして政府与党決定によります被用者保険の被扶養者の保険料負担の半年間の凍結というのを受けまして、普通徴収に係る平成20年度の特例を規定しておるところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、去る6月27日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布をされまして、12月26日から施行されたところでございます。

この学校教育法の改正の部分で、今回の条例に関するところでございますが、従来の学校教育法については、条の若い順番から、これまでですと小学校、中学校、高等学校、大学、そして最後に幼稚園というような条立てで規定がなされておったところでございます。

今回改正になりまして、一番条の若いところに幼稚園を持ってまいりまして、それ以後、小学校、中学校、高等学校、大学といったような規定に全面的に条文番号が改正されております。したがって、それに関係します本町条例の関係条例の条文等の改正あるいは表現上の並びを改正させていただくものでございます。

それにかかわります関係条例については、一つは京丹波町町営バス運行事業条例、それから京丹波町職員の自己啓発と休業に関する条例、それから京丹波町学校施設の設置条例の改

正が今回伴うということでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、この平成20年の4月から平成21年の3月までの1年間の時限期間といたしまして、町長及び副町長の給料あるいはまた期末手当について、現下の厳しい財政状況に鑑みまして、実質的に100分の10減じた額とすることについて提案をさせていただくものでございます。

なお、この100分の10の減額によります減額でございますが、町長では年間168万円、副町長では151万円の減額となるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましても、先ほどの議案第5号と同様に、教育長の給料及び期末手当について、20年4月から21年3月までの1年間、100分の10減じた額とすることとして提案させていただくものでございます。教育長の1年間の減額でございますが、137万円になるところでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。次に議案第7号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例につきましても、管理職の理解を得まして、管理職手当の月額を平成20年4月から平成21年3月までの1年間、100分の10減じた額とすることについて提案させていただくものでございます。年間では、137万円の減額となるところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第8号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正が必要となる条例が数多くあるところでございますが、本条例案につきましては、それら関係する条例につきまして一括して改正するための条例を制定すると、そういうものでございます。

それでは、条例案でございますが、まず第1条は、京丹波町特別会計条例の一部改正ということでございまして、現在本町には14の特別会計が条例に規定をされておるところでございますが、今回、後期高齢者医療特別会計を加えるというものでございます。

第2条につきましては、京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部改正ということでございまして、国保の財政調整期金の処分に关しまして、20年度から新たに必要となる前期高齢者納付金と後期高齢者支援金についても不足する場合はその財源に充てることのできるということにするものでございます。

第3条は、京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部改正ということでございまして、この老人医療費の支給とは65歳から70歳未満の方で所得税非課税の方等を対象に、京都府と町の補助によって医療費の窓口負担を3割から1割にするといういわゆる $\text{\textcircled{㊂}}$ 制度でございますが、これにつきましては条文中に引用しております法律の老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改められたことにより、法律名と関係する条を改正するというものでございまして、制度の内容が変更になるというものではございません。

最後に第4条でございますが、京丹波町国民健康保険条例の一部改正でございまして、これは新旧対照表をごらんいただく方がわかりやすいというふうに存じます。

まずは、医療費の自己負担割合が見直されたことによるものでございまして、まず第1号では、通常の3割負担の方につきましては、これまで3歳に達する日の属する月の翌月以後、70歳に達する日の属する月以前となっていたものを、6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から3割にするというもので、要するに小学校就学からが3割となるということでございます。

次に、第2号では、その第1号の裏返しの話といたしまして、小学校就学前までを2割とするというものでございまして、この分、負担軽減が図られるというものでございます。

しかしながら、本町では、京都府の補助事業である「京都子育て事業」と本町の「すこやか子育て事業」によりまして、中学校卒業まで月額200円の自己負担ということでやっておりますので、住民の皆さんの負担は変わらないということでございますが、町の持ち出し分につきましてはその分増加をするということになるわけでございます。

次の第3号では、70歳に達する日の属する月の翌月以後、1割負担であったものが2割負担となるものでございますが、ご承知のとおり、これは政府決定によりまして1年間凍結になるということでございます。その凍結部分につきましては国が負担をするということでございまして、保険者はあくまで8割給付ということになるものでございます。

第4号は、第3号の例外の規定でございますが、要は現役並み所得者の規定でございまして

て、現役並み所得のある方は3割負担ということになります。規定の仕方を法律の規定の引用に変更したものであるということですので内容自体については変更はございません。

次の第5条につきましては、出産育児一時金の規定中の国家公務員共済組合法の括弧書き部分について、次の第6条第2項についても同じということを入るものがございます。

次の第6条の葬祭費の規定に加え第2項につきましては、同一の死亡について、ほかの保険等からこれに相当する給付を受ける場合には行わないということ規定するものがございます。

第7条につきましては、精神結核医療付加金について根拠法の名称を改正するものがございますし、第8条につきましては保険事業につきまして、このほど義務づけされました特定健診等を明示するというものがございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それから、続きまして、議案第9号でございます。京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定ということでございます。

提案理由といたしましては、同じく健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国民健康保険税に後期高齢者支援金等課税額を創設するほか、保険税の見直しや関係する税の軽減措置などを定めるというものがございます。

それでは、条例案でございますけれども4枚めくっていただきまして、新旧対照表の方で説明を申し上げます。

まず、第2条の課税額についてでございますが、変更になっておりますのは下線のある部分でございますが、括弧書きが大変多いことで非常にわかりにくいわけでございますけれども、この第2条の規定につきましては国民健康保険税の課税額について定めておりまして、まず基礎課税額について定めておりそれが括弧書きの中になるわけでございますが、旧条例では、基礎課税額とは国民健康保険に要する費用のうち介護納付金を除く部分、すなわち国保の医療給付分が基礎課税額であるという定めをした後その基礎課税額と介護納付金の合算額がトータルの課税額ですよということが書かれておったわけでございますが、今回、後期高齢者医療制度が創設され、新たに後期高齢者支援金というものが設けられたことによりまして、基礎課税額の説明において後期高齢者支援金を一たん除きます。そして、課税額の説明においては、さらにこれを加えておると。そういうわかりにくい話でございますが、そういう規定でございます。要するに、これまでは基礎課税額と介護納付金であったのが、ここに後期高齢者支援金加わって3本立ての計算になりますよと、そういうことござい

す。言いかえますと、医療給付分が医療給付分と後期高齢者支援分に分けられたということでございます。これが、この条例改正の大きな変更点ということでございます。なお、次の第2項では、基礎課税額の限度額を56万円から47万円にすること、そして、第3項で後期高齢者支援金の限度額を12万円とすることとしておりまして、介護納付金の変更については変更はございません。したがって、限度額は合計で3万円上昇するということになりまして、トータルでは65万円から68万円に上がるということになります。

そして、次のページの第3条からは、税率の改正になるわけですが、これも町長から説明があったわけですが、本町ではこれまで合併の協定事項によりまして、18年度の税率というのは1人当たりの保険税を5万6,000円から5万7,000円にするということが決定されておりましたために、それに合致する形で税率を決めたということでございまして、不足する部分は基金で穴埋めをしてきたところでありまして、19年度においても改正を見送ってきたところでございます。今回こうした後期高齢者医療制度の創設による税の組み立ての変更や国保被保険者の減少、また近年の保険給付の状況や財政調整基金保有状況等も考慮いたしますと、早期のうちに収支バランスを図って本来のあるべき財政の姿に戻すことが必要であるということでございまして、今後、新制度での財政状況を見ながらではございますけれども、複数年をかけて段階的に税率を改正する必要があるというふうに存じております。したがって、20年度におきましては、そうしたことを視野に入れた中での税率改正ということでございますが、やはりその初年度ということでもございますので、激変を避けるために、平成20年度におきましても一定の基金繰入も行いながら、税率の改定についてお願いをするというものでございます。

なお、課税の方式につきましては、これまでどおりの4方式ということで、所得割、資産割、均等割、世帯平等割の合計ということでございます。そうした中で、まず第3条でございしますが、基礎課税部分である医療給付分についての所得割率でございますけれども、100分の6.5を100分の5.0に、第4条では資産割の率を100分の25.5から100分の25.0に、第5条の均等割につきましては被保険者1人について2万500円から1万8,500円、第5条の2の世帯別平等割については1万6,500円から1万4,600円にそれぞれ引き下げをしております。

なお、第5条の2の1号と2号の規定につきましては、特定世帯ということが書かれておりまして、これにつきましては後期高齢者医療制度の創設によりまして、被保険者数が2名であった国保世帯のうち、1名が後期高齢者医療制度に移行し、1名が国保世帯として残られた世帯のことを言うわけですが、この場合につきましては、世帯別平等割を5年

間半額にするという軽減措置がとられておるといふこととさせていただきます。この5年間の措置につきましても、おおむね夫婦間の年齢差を考慮したものといふふうにならされておられます。したがって、特例世帯に該当する場合は、世帯割が半額の7,300円になりますといふこととさせていただきます。また、この措置は、後期高齢者支援分の世帯割についても同様とさせていただきます。さらに保険税の減額を行う場合においても同様で、それぞれ半額になるといふこととさせていただきます。

次の第6条から、後期高齢者支援金に係る税率が新たに出てくることとさせていただきます。

まず6条で、所得割額を100分の1.7、第7条で資産割を100分の8.4、7条の2で均等割を6,000円、7条の3で世帯別平等割を4,800円としておきまして、先ほど申し上げた特定世帯につきましてもは半分の2,400円といふことになるわけとさせていただきます。

第8条からは介護納付金の税率とさせていただきますが、まず所得割を100分の1.0から100分の1.2、第9条の資産割では100分の5.9から100分の7.0、9条の2の均等割は5,800円から6,200円、9条の3の世帯別平等割は3,300円から3,500円といふふうにならさせていただきます。

あとは、条の追加等による整理といふものが続いてくるわけとさせていただきますが、次から3ページ目とさせていただきます。中ほどの第23条とさせていただきますが、これは国民健康保険税の均等割の減額とさせていただきます。7割、5割、2割の減額の規定が続くわけとさせていただきますが、第1号では7割軽減について定めておきまして、それぞれ国保分、後期高齢者支援分、介護納付金分と規定があるといふこととさせていただきますが、ここにも5条の2の説明で申し上げました特定世帯に係るもの規定が追加をされておるといふこととさせていただきます。

また、次のページの中ほどとさせていただきますが、第2号は同じように5割軽減分の規定とさせていただきますし、さらに次のページの第3号については2割軽減の規定とならしているといふこととさせていただきます。

この5割と2割の軽減判定には被保険者数に関係してくるといふことと、ここにも軽減措置が盛られておきまして、後期高齢者へ移行した人も5年間はその人数にカウントができるといふ、そういう措置が設けられておられます。

そして、次のページの第25条とさせていただきますが、これは国保税の減免の規定とさせていただきますが、これまでから減免の規定はあつたわけとさせていただきます。災害でありますとか、所得の皆無等の理由があつたわけとさせていただきますが、そこに第3号が追加をされておられます。

この3号はといひますと、後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、サラリーマンの被扶

養者であった65歳以上の方が新たに国保加入者となる場合、すなわちこれまで保険税を支払っておられなかった方で新たに保険税負担が必要になった方でございますが、国保におきましても後期高齢者医療制度と同様の措置を行うこととなっております、2年間国保税を減免できるという規定がございまして、これを今回設けたものでございます。

なお、具体的には2年間の所得割と資産割を免除し、さらに均等割を半額にする。さらに、給付費扶養者のみで構成される世帯は世帯別平等割も半額にするというものでございますが、これにつきましては条例減免という形でございまして、申請が必要ということになっております。

あと、附則の関係につきましては、過年度分の経過措置等について削除しておるという内容でございます。

以上、大変わかりにくい説明で恐縮でございますけれども、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 議案第10号 京丹波町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、瑞穂病院の病床区分の変更をお願いするもので、現在の病床数47床を確保した上で、一般病床を30床から39床に、療養病床を21床以内から8床に変更するものでございます。

病床のあり方については、地域包括医療を推進するための保健福祉との連携や、訪問診察、訪問看護、訪問リハビリなどの在宅療養を支援するための体制強化の検討とあわせまして、病院経営健全化の観点からも病床の再編について慎重に検討した結果、地域ニーズに対応するために一定の療養病床は確保するとともに、現在の瑞穂病院の職員体制で可能な診療報酬を確保する方策の一つとして、一般病床への区分変更をお願いするものでございます。

続きまして、議案第11号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、根拠法例の改正を行うものでございますが、これにあわせまして診療報酬等の算定に係る関係する規定の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきたいと存じます。

第2条を改正させていただきますけれども、第2条第1号におきましては、根拠となります法例番号を明示するとともに、診療報酬の算定の根拠となっております告示を改めるものでございます。

第2号においては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う改正とあわせまして、算定根拠となる告示を改めるものでございます。

第3号、第4号につきましては、内容は変わりませんが、ほかの号と文末の表現を合わせるために改正をいたしております。

第5号、第6号につきましては、根拠の法令番号を明示するとともに、介護報酬、診療報酬の算定根拠となる告示の表現の仕方、番号等を改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第12号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改正趣旨につきましては町長から説明がありましたので、その概要につきまして補足説明させていただきます。

介護保険料は市町村民税が課税か非課税かを指標として賦課していますが、平成16年度、平成17年度の税制改正により、市町村民税の課税、非課税の境界線が引き下げられたところであります。その結果、収入は変わらないが市町村民税が非課税から課税となったことにより、それを指標としています介護保険料段階が上昇することとなった方が出てまいりました。そこで、一気に介護保険料が上がることのないよう、介護保険条例の一部を改正する条例をご議決いただき、平成18年4月1日から平成18年度及び平成19年度における激変緩和措置を設け、被保険者の区分に応じて一定額に軽減してきたところであります。

こうした中、国においては保険料の上昇や地域間格差について検討された結果、市町村の判断によって激変緩和措置を平成20年度まで延長できるよう、政令改正が平成19年12月12日に行われました。

本町ではこの政令改正を受け、府内市町村の実施動向や激変緩和措置の延長に要する財源等を勘案し、平成20年度におきましても新旧対照表はつけさせてもらっておりますけれども、平成19年度と同様の激変緩和措置を実施すべく所要の改正を行うものです。

ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時40分からといたします。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 先ほど提案理由の説明を申し上げました中で、水道事業特別会計におきます統合簡易水道事業の19年度末の丹波・瑞穂地区の進捗率を85%と申し上げましたが、81%の誤りでございます。

謹んでお詫びを申し上げ、訂正をさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度の一般会計の総額は、歳入歳出それぞれ102億5,800万円とさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきますと思います。

10ページでございますが、第2表、債務負担行為でございます。これにつきましては、ケーブルテレビの拡張整備事業について債務負担行為をお願いするものでございます。全体事業計画は19億6,200万円でございます。今年度の20年度予算に計上させていただいた額を除いた額14億3,700万円を限度額として、平成21年度から平成23年度までの期間をもちましてお願いをするものでございます。

なお、この21年度以降の事業費でございますが、この14億3,700万円を区分いたしますと、21年度には6億6,810万円、22年度に7億6,610万円、そして23年度に266万3,000円の事業費を計画しているところでございます。

以上、第2表の債務負担行為の説明とさせていただきます。次に第3表の地方債の関係でございます。

この地方債につきましては、歳出事業に計上いたしましたそれぞれの投資的な事業の財源として発行させていただくものでございますが、総額は13ページを見ていただきますと、一番下の計12億3,170万円を今回発行させていただくことといたしております。前年度に比べますと1億4,200万円余りの増額でございます。

これらの地方債でございますが、発行額のうち、9億470万円については交付税算入が見込まれまして、その算入率については73.5%を推計しているところでございます。

続きまして歳入でございますが、少しページをめくっていただきまして、歳入の5ページでございます。歳入につきましては、主な一般財源についてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、町税の町民税の関係でございますが、個人の現年課税分、個人均等割につきましては税率3,000円で、納税義務者7,706人を見込んでの計上とさせていただいております。

個人所得割でございますが、税率6%課税でございますが、総所得の伸びがマイナス1.6%を推計いたしておりますのと、住宅ローン控除による減収を1,400万円余り推計をいたしたところでございます。

この住宅ローン控除と申しますのは、この平成20年度から出てくるわけでございますが、税政改正によりまして、今までは所得税から住宅ローン控除を差し引きしていた経過があるわけでございますが、それぞれ所得税が今回の税政改正で税源委譲なされて、所得税だけでは引き切れなかった住宅ローン控除が出てきた場合、引き切れなかった部分を町民税からさらに控除するというのがこの20年度から適用されるというものになったところでございます。したがって、以上のような要素を含めまして、個人町民税については1,362万円減額の、総額で5億2,584万円を計上させていただいたところでございます。

それから、次の法人税でございますが、均等割につきましては364法人を見込んでの計上とさせていただいております。法人税割につきましては、19年度決算見込額及び地方財政計画の伸び率、これはマイナスの3%となっておりますが、こういったものによる推計をさせていただいた上での計上とさせていただいております。

次の固定資産税の関係でございますが、土地、家屋につきましては、平成20年度の総評価見込値、これは京都府にも提出をするわけでございますが、この総評価見込値によつての推計をさせていただいたところでございます。

償却資産については、19年度の決算見込みを立てまして、資産の減価率をマイナスの0.5%、これを算入して推計をいたしたものでございます。総額では849万円余り減額の9億4,308万5,000円として計上させていただいております。

次の6ページでございますが、軽自動車税でございます。これにつきましては、課税台数を1万1,353台、これをもとに推計して計上させていただいたものでございます。

それから、その下の町たばこ税の関係でございますが、19年度の申告状況から推計をいたしまして1億321万1,000円とさせていただいております。

このたばこ税の製造たばこの税率でございますが、これにつきましては1,000本当たり3,298円となっているところでございます。

以下、中段の譲与税、各種交付金の関係でございますが、これにつきましては19年度の決算見込み、あるいは20年度の京都府の試算値が示されております。こういった試算値を

もとに過大計上にならないよう検討の上、計上させていただいたところでございます。

この交付金の関係で8ページの中段でございますが、地方特例交付金というのがございます。これにつきましては、先ほど町民税で住宅ローン控除が新たに設けられるということをお願いしたところでございますが、その住宅ローン控除による減収の補てん措置、こういったものが新規に算入をされるというふうになっているところでございます。

その下の地方交付税の関係でございます。地方交付税につきましては、普通交付税で基準財政需要額、これに新たに地方再生対策費ということで1億7,400万円が算入されるところでございますが、この基準財政需要額を60億3,000万円と見積りまして、収入額については18億4,500万円差し引いたところの交付税の交付見込み額を、41億8,500万円を推計しての計上とさせていただいたところでございます。

計上額については、1,000万円少ない41億7,500万円といたしておりますが、これについては補正財源の留保ということで若干控えた計上とさせていただいておりますのでご理解を賜るようお願いをいたします。

それから、特別交付税の関係でございます。これも町長から説明がありましたように、合併の算定特例の期限が3年を経過したということでございまして、19年度は当初予算に6億8,000万円余りを計上させていただいております。

しかしながら、そういった計上の見込みは立てることができないということで、今回5億円ということで、1億8,000万円余り減額計上とさせていただいております。

したがって、本町にとりましては、地方再生対策費が1億7,400万円余り措置されるものの、特別交付税で1億8,000万円減額せざるを得ないという状況で、前年度とほぼ変わらない計上にならざるを得なかったということでございます。

以下、9ページからの分担金以下の特定財源の関係でございますが、これにつきましては、昨年度の予算より算定根拠を明らかに明示をさせていただいて記載をさせていただいております。説明については省略をさせていただきますので、後ほどお目通しをいただきますようお願いをいたします。

32ページまで少し飛ぶわけでございますが、基金の繰入金の関係でございます。この基金の繰入金につきましては、今年度、歳出に地方債の繰上償還3億円を計上させていただいたところでございます。これの財源として、減債基金を同じく3億円繰り入れるということにさせていただいております。

なお、厳しい財政状況ではございましたが、昨年度に引き続いて財政調整基金は何とか繰り入れをすることなく編成ができたところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして歳出40ページでございます。

40ページからの歳出予算でございますが、それぞれ各費目に人件費の計上をさせていただいております。これにつきましては、巻末の139ページから給与費明細書等の資料を添付いたしておりますので、後ほどまたお目通しをいただいたらと思っておりますので、省略をさせていただきます。

41ページ、下段の総務費の一般管理費の関係でございますが、これにつきましては主として特別職なり、総務企画部門の職員人件費を主なものとして計上させていただいております。

比較では、前年度623万3,000円余りの減額ということでございますが、これにつきましては副町長1名の減ということでご理解を賜りたいと思います。

それから、新たな経費といたしましては42ページにも出てまいります。電子入札のシステム導入の経費として370万2,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、44ページからの文書広報費、財産管理費、会計管理費につきましては、それぞれ通常の経常的な経費を見積もっての計上とさせていただいております。

45ページの財産管理費でございます。総額では3,193万9,000円の減額とさせていただいたところでございますが、これも町長が申されましたように、振興基金の積み立て事業、これを1億58万5,000円ということで、前年度は1億6,254万4,000円の計上であったわけでございますが、地方債の発行の抑制の観点から、いわゆる10年間で16億2,000万円基金を積むことができるとされております合併の基金積み立ての関係でございますが、この部分での満額といたしますか、計上は見送らせていただいたところでございます。

それから、旧和知第二小学校の校舎の解体事業に新しく1,800万円を計上させていただきました。それから、もう一つは、その下に地方公営企業等金融機構出資金事業ということで新たに260万円を計上させていただいております。これにつきましては、地方分権改革の一環といたしまして、国の機関から地方公共団体の共同で設立をするということで、その出資に伴う費用を計上させていただきました。

従来の地方公営企業金融公庫という組織があったわけでございますが、これがこの金融機構に移行するというものでございまして、地方公営企業にかかわります地方債の借入先として機能をいたすものでございます。

それから、47ページの企画費の関係でございますが、これについても前年度より847万5,000円の減額とさせていただいております。山陰本線京都園部間の複線化事業での

減額が650万円余りございますのと、総合計画も19年度でまとまったところでございまして、こういったものの経費が220万円余り減額となったところでございます。

48ページの支所費につきましては、主に職員の人件費2億1,720万円余りを計上しての予算となっているところでございます。

ページをめくっていただきまして、50ページからの公平委員会、諸費等については、経常的な経費を見積もっての計上とさせていただいております。

51ページの交通対策費の関係でございしますが、536万6,000円余り対前年度からの減額とさせていただいておりますが、バス運行事業会計への繰出金、これが507万円余りの減額となっております。これは、バス特会におけます特定財源の充当によりまして繰出金が減額となったものでございます。

その下の地域振興事業でございします。これにつきましても、52ページをめくっていただきますと、協働のまちづくり事業37万7,000円ということで計上させていただいております。このまちづくりを推進するための地域リーダーの養成などの経費として、新たに計上させていただいたものでございます。312万円余りの総額での減額については、19年度にコミュニティ助成事業250万円の計上がすべて減額とさせていただいたことによるものでございます。

電算管理費でございします。472万円の増額でございします。これにつきましては、LWAN運用管理事業、これで640万円余りの増額計上とさせていただいております。

このLWANと申しますのは、国、府、市町村間の情報のネットワークを構築いたしているものでございますが、機器等の保守期限が到来いたしまして、新たに更新をするものでございます。

53ページの情報推進費の関係でございします。対前年度3,710万9,000円の減額とさせていただいております。これにつきましては、19年度にケーブルテレビの整備に係る調査、実施設計費用3,486万円余りが計上されておったところでございますが、この20年度からの工事費については、補助事業の活用の観点から農林水産業費に計上させていただいたところでございまして、そういった部分でのこの情報推進費での減額となっているところでございます。

以下、生涯学習推進費については、これまでの経常的な経費を計上させていただいたものでございます。

比較での320万円余りの減額については、男女共同参画計画推進等によります減額を主なものとするものでございます。

54 ページからの総務費、徴税費の関係でございますが、税務総務費では職員の人件費を主なものとして計上させていただいております。比較では、3,409万3,000円の大きな増額というふうになっておるわけでございますが、19年度の当初は8名の職員を見ておったところでございます。4月の人事異動で増員とさせていただいたところでございます、3名分の増額ということになるわけでございます。

それから、56 ページの償還金利子及び割引料1,740万6,000円、この節のところでございます過誤納金返還金等の関係でございますが、これは、従来ですと過誤納がございます部分で返還をさせていただいておるところでして、昨年は300万円の計上であったわけでございます。今回、1,440万6,000円の増額ということにいたしておりますが、これにつきましては、税政改革に伴いまして税源委譲によります年度間の所得変動に伴う経過措置というのが設けられております。そういった部分で、制度の基準に適用される場合は19年度に増えた分の町民税が還付されるというようなことになるようでございます、そういった部分での還付を見込んでの計上とさせていただいておるものでございます。

賦課徴収費については、経常的な経費を計上させていただいたものでございますし、57 ページの住民基本台帳費、それから選挙費の選挙管理委員会費についても、経常的な経費を見積もっての計上とさせていただいております。

59 ページの農業委員選挙費でございますが、ただ単に688万円を計上させていただきました。21年の2月10日が任期となっております、改選数は24名ということになっております。

60 ページからの統計調査費あるいは監査委員費については、これまでからの経常的な経費を見積もっての計上とさせていただいたものでございます。

61 ページの社会福祉費でございます。社会福祉総務費の関係につきましては、職員の人件費あるいは社協の職員の設置事業、それから国保会計の繰出事業、こういったものを主なものとして計上させていただいたところでございます。

前年度比較3,265万円余りの減額とさせていただいておりますが、これにつきましては国保会計の繰出事業、これが前年度1億553万円余り計上いたしておりました。この部分で、3,062万円余りの減額となっております。これにつきましては、後期高齢者医療制度が始まるということで、これに関連しての繰出の減ということになっております。

63 ページからの障害者福祉費の関係でございます。64 ページにそれぞれの項目の計上があるわけでございますが、この中で大きいのは、やはり障害者自立支援事業の関係でございます、1億7,647万円余りの計上とさせていただいております。

前年度が1億3,785万円余りの計上でございますが、4,000万円近くの増額になるわけでございますが、これも説明がございましたように、共同作業所が20年度より自立支援法に基づく施設として専門的な指導を受けるといような形での移行に伴いまして、この部分での増額計上をさせていただいた部分でございます。

なお、共同作業所の入所訓練事業については、昨年6,752万円余りの計上でしたが、これを4,635万円余り減額の2,116万8,000円の計上となっているところでございます。

それから、65ページの工事請負費に、節のところでございますが、オストメイト対応トイレ整備工事ということで新たに194万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、人工肛門あるいは人工膀胱の方の対応のトイレを設けるといものでございまして、現在本町では和知診療所に1カ所のみ設置があるということになっております。今後、こういったトイレの設置につきましても、公共的な施設、特に利用者が多いところでのトイレ使用について整備を進めていかなければならないところでございますが、20年度については丹波マーケス道の駅の「うるおい館」のトイレに設置を行おうとするものでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、67ページの老人福祉費の関係でございます。対前年度比較5,641万円余りの増額となっておりますところでございます。この老人福祉費については、従来ですと大きな経費を伴ってまいりましたのは、介護保険特別会計の繰出事業、あるいはまた老人保健の繰出、こういったものであったわけでございますが、今回の京都府後期高齢者医療広域連合、これに対する負担あるいは繰出、こういったものを2億1,321万5,000円計上しての予算執行を図るものでございます。

それから、69ページからの児童福祉費でございます。児童福祉総務費70ページになるわけでございますが、これにつきましても発達支援事業ということで、新たに健康管理センターで開設を予定いたしてございまして、これにかかります経費520万3,000円を新たに計上させていただいたところでございます。

特にこの費目については、児童手当、こういった扶助費関係を1億5,385万円余り計上しての予算執行を図るものでございます。

71ページ、72ページの保育所費の関係でございます。3保育所、1分園ということで、20年度からの入所園児302名を見込んでの所要の経費を計上させていただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして、75ページの保健衛生費、保健衛生総務費につきまし

ては、主に保健師の人件費を主としての計上とさせていただいております。

76ページの保険事業費でございます。これにつきましては、新たなものとしては、国保の保険者であります本町が義務づけられました特定健康審査事業等に1,454万5,000円、あるいは後期高齢者健康診査事業ということで、これは努力義務とされているところでございますが、広域連合と共同で行う健康診断に597万2,000円、それから介護保険法の改正に伴いまして、高齢者を把握しての予防事業を実施するための高齢者実態把握事業に659万6,000円の計上をさせていただいたものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、78ページの環境衛生費の関係でございますが、合併浄化槽の設置整備事業に1,250万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては、5人槽で25基、7人槽で10基を見込んでの計上とさせていただいております。

それから、79ページからの診療所費でございますが、80ページをごらんいただきまして、節のところでございます。負担金補助及び交付金の2段目の瑞穂病院会計運営補助金でございます。これにつきましては、19年度と同額の1億1,600万円を計上させていただいておりますのと、利子の償還に係ります補助金としては3,043万円、これはほぼ前年度とこれも同額でございます。

投資及び出資金に出てまいります出資金、これは借入金の元金部分でございますが、これにつきましては、19年度が2,247万5,000円と比較して5,209万5,000円ということで、いよいよ元金本体の償還が増えてくるということで2,962万円余りの増額になっているところでございます。

それから、81ページの衛生費、清掃費の関係でございますが、じんかい処理費、あるいはまたし尿処理費ということで、船井郡衛生管理組合への分担金を主なものとして計上させていただいております。

このじんかい処理費での船井郡衛生管理組合の分担金につきましては、前年度に比較して1,167万円余りの減額が見込まれることから、総額でも1,207万5,000円の減額となったところでございます。

82ページの上水道費の簡易水道費でございますが、これにつきましては簡易水道事業におけます事業に借り入れた借入金の増額が出ております。ルール分であります償還の2分の1を繰り出すわけでございますが、今年度は3,101万円余り増額としての繰り出しになったところでございます。

次に、83ページからの農業費でございますが、農業委員会費あるいは農業総務費につい

ては、それぞれの委員会の運営あるいは職員の人件費を主なものとして計上させていただいております。

85 ページからの農業振興費でございますが、委託料には19年度から指定管理者として委託しておりますマスターズの施設管理運営に1,040万円、丹波食彩の工房の管理運営委託に1,450万円を計上させていただいたところでございます。

86 ページ、ページをめくっていただきまして、この中での負担金補助及び交付金について、ちょっと代表的なものを申し上げておきたいと思っております。

ほぼ中段にございます農業公社の運営補助金でございますが、瑞穂の農業公社に1,300万円、丹波に450万円の補助金、合わせまして1,750万円でございます。

その下の水稻病虫害防除補助金でございますが、10アール当たり300円として見積もった255万円の計上でございます。

一つ飛ばしまして、有害鳥獣防除施設設置事業補助金でございますが、22地区、29キロの延長を見込んでの電気柵、フェンスこういったものに対する補助金の計上でございます。

それから、一段飛ばしまして、農業機械導入補助金952万6,000円でございますが、町内7地区の農家組合等にトラクター、コンバイン、田植機等の購入に対する補助金を助成するものでございます。

それから、その下の中山間直接支払事業補助金1億1,480万1,000円でございますが、対象面積が1,000ヘクタール、72協定に基づく計上となっております。

一番下段の特産物等作付奨励金1,883万円でございますが、これは町単費として10アール当たり1万円の単価でもって、黒大豆、小豆、ソバ、ミズナ、伏見とうがらし等の京野菜、こういったものの作付に対する助成を行うものでございます。

87 ページの2段目、京野菜こだわり産地支援事業補助金469万6,000円でございますが、これにつきましては、ミズナ、ホウレンソウ、こういったパイプハウス6棟分、妙楽寺、質美、大迫の3地区で設置される部分での補助金でございます。

それから少し飛びまして中段あたりの農地・水環境保全向上対策954万4,000円でございますが、これにつきましては被農業者の参画を得て、農道あるいは水路こういった保全を行うことによって農村環境を整備していこうという事業でございますが、47組織に対しましての補助金を見積もっているところでございます。

京の稲作担い手緊急支援事業127万6,000円については、安栖里の農家組合に対しての田植機購入によります補助金でございます。

それから、その下の農業農村活性化経営体づくり事業補助金1,188万8,000円で

ございますが、谷安井の営農組織に対するコンバイン、乾燥機等の助成に係ります補助金で
ございます。

次のページをめくっていただきまして、88ページ畜産業費の関係でございますが、これ
の工事請負費に540万8,000円ということで、堆肥化施設の整備工事を計上させてい
ただいております。これにつきましては堆肥センターの機能をさらに向上させるため、下山
にございます堆肥センターでございますが、これの床面、あるいは攪拌機のレールのゆがみ
等が発生している部分がございます。こういったものを修正して機能向上を図ろうとするも
のでございます。

それから、負担金補助及び交付金、中段より少し下に農業機械導入補助金ということで9
26万円を計上させていただいております。これにつきましては堆肥の散布機あるいは堆肥
の積み込み機の購入助成ということで、和知のふるさと振興センター、瑞穂の農業公社、下
蒲生の利用組合こういった団体に対する補助金を計上したものでございます。

89ページの農地費でございますが、ここがございます工事請負費2,535万9,00
0円の関係でございますが、小規模農業基盤整備工事につきましては中地区での水路改修事
業320メートル分について780万円計上させていただいております。

揚水機の整備補修工事については長瀬地区でございますし、井堰整備補修工事については
鎌谷下での補修工事を計上させていただいたものでございます。

90ページをめくっていただきまして、2段目の南丹地区農用地総合整備事業7,707
万円の計上でございますが、20年度事業を21億円見込んでの負担率3.67%に基づい
て負担をするものでございます。

それから、その下の農林漁業事業補助金775万2,000円でございますが、用排水路
あるいは農道等の整備に町単費で、今年度は町内22カ所分についての補助金として計上さ
せていただいたものでございます。

以下、山村開発センター、あるいは農村情報施設管理費等については、これまでからの経
常的な経費を見積もっての計上とさせていただいております。

94ページでございます。

ここに、農村情報整備事業費ということで新たに費目を設けまして、ケーブルテレビの拡
張整備事業を計上させていただきました。総額5億2,500万円の計上でございますが、
国の補助金が1億7,500万円、残る財源はすべて過疎債による地方債の借り入れの充当
を予定いたしております。したがって、一般財源はゼロという計上になっているところ
でございます。

94ページの林業費でございますが、これは林業振興費、95、96ページにわたります部分でございます。

96ページをお開きいただきたいと思いますが、これの工事請負費1億590万円でございます。

林道開設工事につきましては、13年度から継続的に行ってまいりました和知の峰線ということで、20年度については延長1,200メートル分、9,600万円の計上とさせていただきます。

その下の小規模予防治山工事につきましては、八田地区における林地崩壊地の流路工事ということで、790万円の計上とさせていただきます。

97ページの負担金補助及び交付金の上段、一番上でございますが、緑の公共事業補助金2,133万9,000円でございます。これにつきましては、間伐100ヘクタール、搬出1,100立米ということで、森林組合の助成としての計上をさせていただいたものでございます。

上段より少し上の方に、有害鳥獣捕獲助成金ということで36万円を計上させていただきます。

中段よりやや下に、森林整備地域活動支援事業補助金ということで2,450万円を計上させていただきます。これにつきましては作業道等の整備を行うものでございまして、それぞれ団地化によって実施をしていただくということで、20年度は54団地、3,700ヘクタール分を見込んでの計上をさせていただいたものでございます。

それから、下から3段目に特用林産物生産振興助成金840万円でございますが、瑞穂におけます菌床シイタケ組合の新たな生産施設の設置整備に伴います助成金として計上させていただきます。

98ページからの水産業費あるいは商工費の商工総務費等については、経常的な経費を見積もっての計上とさせていただきます。

商工振興費でございますが、これの報酬に財産運営委員会委員報酬を計上させていただきます。これにつきましては、企業誘致あるいは町有地の有効活用、土地開発公社の用地の利活用、こういったものを一定財産運営委員会でも十分ご協議をいただく予定とさせていただきますし、これらの土地にかかわります部分での委託料を見させていただきますと、土地鑑定委託料ということで200万円も計上させていただきます。早期の有効な土地利用を検討することといたしておるところでございます。

100ページの負担金補助及び交付金の商工会小規模事業経営支援事業補助金でございま

すが、20年度の府の補助金が4,847万4,000円の見込みでございまして、これの2分の1に当たります額として2,423万8,000円を計上させていただいたものでございます。

観光費につきましては、主に観光施設の管理運営事業を主なものとして計上させていただいております。特に委託料を見ていただきますと、特産館「和」の管理運営委託料、あるいは「和知山野草の森」、あるいは「農林業体験公園」管理、こういったものを主としての予算計上をさせていただいたものでございます。

土木費でございます。102ページでございまして、この土木総務費につきましては、職員の人件費を主なものとして計上させていただいております。

104ページの道路橋梁費の道路維持費でございまして、主にこれは道路維持にかかわりますもの、あるいは除雪こういった部分とあわせまして交通安全施設の設置事業こういったものを主なものとして計上させていただいたものでございます。

105ページの下段、道路新設改良費の関係でございまして、今年度につきましては16路線として見積もったわけでございまして、臨時交付金事業でございまして大迫上乙見線、東又線、田中垣内線、升谷大迫線、こういったものを大きな部分での継続的な事業を中心に計上させていただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、107ページの河川費の関係でございまして、河川改良事業ということで2,700万円、工事請負費につきましては2,000万円の計上をさせていただいております。この河川改良工事につきましては、18年度から継続的にやっております和知の大倉谷川の改修工事費用について計上させていただいたものでございます。

その下の農業基盤整備事業関連改修負担金700万円については、高屋川町田橋にかかわる負担金として7,000万円の事業費の10%を負担するものでございます。

その下の水資源開発対策費でございまして、これにつきましてもダム関連対策事業ということで、公有財産購入費に2,874万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、町道の235号線用地としての土地購入費を計上させていただいたものでございますし、その下の負担金補助及び交付金のダム関連対策事業負担金1,061万5,000円でございまして、京都府が施行いたします町道235号線の工事、あるいは木ノ谷林道のつけかえによる工事負担を計上させていただいたものでございます。

108ページでございまして、都市公園費では、都市公園の整備ということで工事請負費に5,020万円の計上をさせていただいたところでございます。

以下、109ページの住宅管理費につきましては、経常的な本町の町営住宅についての経

費を見積もっての計上とさせていただきます。

110ページからの消防費の関係でございますが、非常備消防費で3,482万6,000円増額の1億2,401万2,000円の計上となったところでございます。20年度は、京都府の操法大会の開催年でございます、これにかかわります経費が495万円、新たに計上させていただきました。

消防団の再編事業ということで、2,915万2,000円を見積もっての計上とさせていただきます。この消防団の再編事業については、国の合併推進補助金が全額充当できるということでございます。この合併推進補助金については、合併後10年間で2億1,000万円の枠があるわけでございますが、その一部として今回充当させていただいて実施を行うものでございます。

112ページの消防施設費でございます。これにつきましては、3,162万円の減額となったところでございまして、19年度については5基の防火水槽を計上させていただいております。これにつきましては、5基以上でないとなると国の補助事業としての採択が受けられないということで、5基の要望までは至っていない現状がございまして、20年度については見送りをさせていただいたところでございます。

なお、113ページの防災費の関係につきましては、これも先に出てまいりましたが、防災のハザードマップ作成1,181万3,000円なり、防災の備蓄備品100万円の計上をさせていただいているところでございます。

114ページからの教育費の関係でございますが、教育総務費、事務局費、それぞれあるわけでございますが、事務局費については主に職員の人件費等を主なものとするわけでございますが、学校指導主事設置事業といたしまして、指導強化のために指導主事を1名増員を図ることとして439万3,000円を計上させていただいております。

以下、117ページからの小学校費でございますが、これも先に触れておりますが、小学校の耐震事業として工事費に5,650万円を計上させていただいております。

120ページからの教育振興費の関係につきましては、学校評価システムの構築事業ということで、国の指定を受けて19年度実施をしてまいったところでございますが、その指定を外れた後でございますけれども、引き続き実施を単費で行おうとするものでございますし、小学校の学習支援教員等の配置事業、これも重要な部分でございまして、こういったものに506万3,000円の計上をさせていただいております。

121ページからの中学校費の学校管理費の関係でございますが、これにつきましては和

知の中学校の耐震の実施設計を行うということでの20年度の計上とさせていただいておりました、委託料に770万円の計上をさせていただいております。

工事請負費の中学校設備の改修工事300万円でございますが、これにつきましては蒲生野中学校、瑞穂中学校のトイレ改修、それから和知中のフェンスこういったものの改修工事を見積もっての計上とさせていただいております。

124ページからの教育振興費の関係につきましては、教育の振興にかかわります経費と、それから中学校のスクールバスの運行、それから外国語の指導にかかわります経費、こういったものを主なものとして計上させていただいたものでございます。

125ページからの幼稚園費については、幼稚園教育に係る所要の経費を計上させていただいたものでございます。

129ページからの社会教育費の関係でございますが、社会教育総務費では、社会教育団体の育成事業を主なものとして計上させていただきましたのと、以下、130ページの公民館費、あるいは132ページの文化財保護費、133ページの保健体育総務費、体育施設費、こういったものにつきましては経常的な経費を見積もっての計上とさせていただいたものでございます。

135ページからの学校給食費、これにつきましても児童数との関連も含めまして、給食にかかわります経費を計上させていただいているところでございます。

137ページからの災害復旧費の関係でございますが、突発的な災害対応のための経費として計上させていただいたものでございます。

139ページの公債費につきましては、先ほど来申し上げてまいりましたように、繰上償還金として3億円を計上させていただいたところでございます。

以上、まことに取りとめのない説明でございましたが、議案第13号 一般会計予算の説明とさせていただきます。

追って、また予算委員会等で十分ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○3番（山内武夫君） 議長、すみません。今、補足説明をそれぞれ受けておるんですけども、途中なんですけれども、1点ちょっと執行部の方に要求をしておきたいというふうに思っておりますが、実は、それぞれ初めの方に税条例の改正等があったんですけども、大変条文がわかりにくい面もございまして、できましたら何か一般的にもわかるような、そういう資料を提出していただけたらうれしいなというふうなことを思っております、実は1点は、議案第9号の国保税条例の一部改正の条文があるんですけども、一枚物ぐらいで何かわかるものがあつたらうれしいなというふうに思っておりますのと、あともう1点が、議

案の12号の介護保険条例の一部改正もあるんですけども、中身が、勉強不足もあるんですけども、わかりにくい面がございますので、できましたら簡単なもので結構ですので、資料請求を要望しておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 要望ですね。それなら、ひとつできるだけかなえていただくように、担当課長、よろしくお願ひしたいと申します。

それでは、休憩いたします。

休憩 午前 11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、担当課長からの説明をもらいます。

伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第14号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の事業勘定分について、補足説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出の予算総額は、対前年比4.27%増ということで、18億348万5,000円とすることをお願いするものでございます。

まず平成20年度につきましては、ご案内のとおり大幅な医療制度改正が行われることによりまして、先ほど提案させていただきました条例改正も多岐にわたっているところでございまして、当国保予算の編成につきましても増減の要素が複合的なものとなり、大変わかりづらいものとなっておりますがご了承いただきたいというふうに思います。

まず、予算編成の前提となりました一般的な状況の変化についてご説明を申し上げます。

まずは、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、75歳以上の被保険者及び一定の障害をお持ちの65歳以上の方、これらの方は老人保健会計に加入されておったわけでございすけれども、この方々が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行されることとなりまして、被保険者数が大幅に減少することになります。

4月現在では約2,500、その後、75歳の年齢到達によりまして、1カ月に15人から20人の方が国民健康保険から脱退をされるということになります。

2つ目には、退職者医療制度の段階的な廃止でございます。これは、これまで会社等をやめられてから国保に加入されるというふうなことで、国保の医療給付費がかさむのを調節するために設けられておりました制度でございますが、20年度からは前期高齢者という、65歳から74歳という一つの年齢のくくりにおいて、一般国保の中で調整をされるということになりました。したがって、退職から一般への変更が4月時点で約1,300人ござ

います。これも、65歳の年齢到達によりまして、順次退職保険から一般国保の分に移行されるということになります。

次に、新制度に伴う変更点でございますけれども、保険者に義務づけをされました特定健診、特定保健指導が始まるというふうなことでその費用を計上する必要がございます。

また、前期高齢者について、被用者保険と国保との財政調整として、前期高齢者交付金という交付金を新たに受け入れることとなっております。

一方、老人保健医療費等拠出金に変わりまして、後期高齢者支援金の納付が必要となっております。

以上、大体このような点が予算の前提となる一般的な状況の変化ということでございます。それでは、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7枚めくっていただきまして、4ページの歳入からご説明を申し上げます。

まず、第1款、国民健康保険税につきましては、条例改正議案におきまして税率の改正をお願いしておりますが、一般保険者分といたしましては、前年度比2,786万1,000円増の3億6,887万4,000円となっております。

退職者分といたしましては、前年度比7,003万8,000円減の2,866万8,000円というふうになっております。

後期高齢者制度の創設により一般被保険者が減少する一方で、退職から一般への移行がありそれぞれで大幅な増減ということになっております。

なお、退職分で予算が残っておるのは、要するに64歳以下の退職者分ということでございます。

また、それぞれに後期高齢者支援金分が新たな項目として加わっておるところでございます。これは、条例改正で申し上げたとおりでございます。

なお、滞納分につきましては税率改定の前提としてその解消が求められるものでございますけれども、予算といたしましては前年度と同額を計上しておるところでございます。

次に、5ページからの第3款、国庫支出金の療養給付費等負担金と、高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出に計上した給付費等をもとに対象額を算出してそれぞれを計上しておるところでございます。

次に、6ページでございますが、特定健診等の負担金でございます。国庫負担でございますが、特定健診、特定保健指導に係る国の負担金単価が示されておまして、これに基づいて、受診者数や保健指導等の見込み数を乗じて計上しておるところでございます。

次の国庫支出金の国庫補助金、普通調整交付金でございますが、これにつきましては、市

町村の財政の不均衡の助成措置として、医療給付費等必要額から国・府等の交付金や町が確保すべき理論上の保険税を差し引いて残ったものが交付金ということで、その分を計上しておるところでございます。

次の特別調整交付金につきましては、特別の財政事情ということで保健事業分でありますとか僻地診療所の運営に係るもの、また20年度におきましては瑞穂病院のレセプトの電算処理システム導入に係る補助金を見込んでおるところでございます。

次に、次のページの第4款、療養給付費交付金でございますが、これは退職者医療分につきまして被用者保険の拠出分を社会保険診療報酬支払基金から受け入れるというものでございます。被保険者数の減少によりまして、大幅な減額となっておりますところでございます。

次の前期高齢者交付金につきましては、さきに申し上げました65歳から74歳の前期高齢者についての医療保険者間の財政調整として、被用者保険の拠出金を受け入れるというものでございます。

次のページでございますが、8ページでございますが、第6款、府支出金につきましては、国庫支出金と同様の考え方により算出をしておるところでございます。

次、9ページでございますが、第7款の国保連合会から交付される共同事業交付金の高額共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費分について、また次の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件30万円から80万円までを対象に、一定額についてそれぞれ市町村が持ち寄った拠出金から交付を受けるというものでございます。

下の第9款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金というふうなことでございまして、各節、総務省通達に基づく繰出基準等により計上しておりますが、後期高齢者医療制度の創設による被保険者数の減少から、一般会計の方でもご説明がございましたが、保険基盤安定繰入金と財政安定化事業繰入金につきましては、大幅な減額となっておりますところでございます。

次に、10ページでございますが、国保運営基金の繰入金でございますけれども、これは税率改正の際にも若干ご説明申し上げましたが、必要な歳出計上額に対し、見込まれる財源を充当し、なおかつ不足する部分ということになるわけでございますが、平成20年度におきましては9,689万円の基金繰入を予定しておるところでございます。

次に、歳出でございますけれども、1ページめくっていただきまして12ページをお願いいたします。

まず、総務費の一般管理費でございますけれども、ここにつきましては保健師の人件費でありますとか、レセプト点検の嘱託職員賃金、その他事務費等を計上しております。

それから、次のページの13ページの賦課徴収費につきましては、主に郵送料でございますけれども、後期高齢者分の減少を見込んでおるといふことでございます。

次に、14ページでございますが、中ほどの趣旨普及費50万円につきましては、4月の本算定時に制度改正のパンフレット等を同封する予定でございます。

次の、第2款、保険給付費の療養給付費でありますとか、療養費、高額療養費というふうにあるわけでございますが、各項目につきましては初めに申し上げました状況変化等を考慮して計上しておりますが、給付費の伸び率につきましては、20年度につきましては19年度の水準で計上しておるといふことでございます。いずれも、一般の被保険者分は増加し、退職分は減額ということになっております。

16ページでございますが、中ほどの出産育児一時金につきましては最近の状況をもとに計上しておりますのと、葬祭費につきましては後期高齢者での給付が多くなるということでございますので、大幅な減額となっております。

17ページでは中ほどでございますが、後期高齢者支援金につきましては従来老人保健拠出金と同様の各医療保険者からの拠出金でございますけれども、4割相当分と。老人保健拠出金につきましては5割と言われておったんですが、後期高齢者支援分については4割分の負担となるものでございます。

あと、18ページでございますが、第4款として、前期高齢者納付金というのがございますが、これは歳入で前期高齢者交付金をご説明を申し上げましたが、この前期高齢者交付金につきましては上限が設けられておまして、上限を上回る部分については、国保を含めた各保険者がもう一回再計算をして負担し合うということになっておまして、その金額を計上しておるといふところでございます。

1項目飛ばしまして、第5款の老人保健拠出金でございますが、今も申し上げましたが、20年度からは後期高齢者支援金にかわるものでございますが、診療月と支払い月のずれがございまして、3月診療分を20年度に支払うこととなっております関係で、その3月分、それから年度をまたぐ精算部分につきましてはの予算が必要となっておりますことでございます。

19ページでございますが、中ほどの第6款、介護納付金につきましては、厚生労働省が示す算出方法によりまして所要額を見込んでおりますのと、第7款の共同事業拠出金につきましては、高額医療費等の共同事業に対する拠出金につきましては、国保連合会より示された見込み額をそれぞれ計上しております。

次に、20ページでございますが、中ほど、第8款の保険事業費のうち、特定健診の事業

費におきましては、40歳から74歳までの国保被保険者に対する健診の費用につきまして一般会計の方に繰り出しをいたします。1,454万5,000円を繰り出しまして、一般会計の方でこれまでどおりの集団検診の方法で実施をしていくということとしております。

なお、受診の見込み数でございますけれども、国保の対象者4,042人に対しまして、初年度につきましては約45%の1,821人を目標として設定をしておるところでございます。

次の疾病予防費の人間ドッグ助成金でございますが、21ページでございますけれども、これは1泊のドッグ10人、半日ドッグ160人というふうなことで見込んでおります。

さらに、次の健康管理センター事業費では、施設管理費や、さらに次の22ページになるわけでございますが、スポーツ講座や健康教育等の経費など、ほぼ前年並みの費用を計上しておるところでございます。

1枚めくっていただきまして24ページでございますが、下から2つ目の諸支出金でございますけれども、これは歳入におきます特別調整交付金において措置される和知診療所等への繰出金等を、所要の経費を計上させていただいております。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きまして、診療施設勘定の予算について補足説明を申し上げます。

まず、施設勘定全体に関係することでございますが、4月から診療報酬の改定が予定されております。2月中旬に、その概要が発表になったところでございますが、数年ぶりに本体部分のプラス改定という報道もございましたが、薬価等の引き下げを合わせますと、診療報酬全体ではマイナス0.82%の改定となり、前回ほどの大幅な引き下げにはなりませんでしたが、診療所運営においては依然厳しい状況が続くものと思っております。

また、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、診療科目において老人保健診療報酬収入を廃止し、後期高齢者診療報酬収入を新設いたしました。

それでは、まず最初に質美診療所勘定でございますが、平成20年度におきましても、週3回、月・水・金の診察を前提といたしまして、今年度の状況から外来患者数を1日平均17人と見込んで予算を組ませていただいております。

質美診療所勘定におきます歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,794万円とし、前年度より70万円、約4.1%増という状況でございます。

3ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、外来収入は国保、社保等を合わせまして1,763万5,000円、前年度より67万4,000円の増といたしております。

次に、5ページの歳出ですけれども、歳出の主なものといたしましては、一般管理費では施設の維持管理に係るものと、臨時職員に係る人件費639万2,000円が主なものでございます。

20年度の診療体制は、引き続き週2回は瑞穂病院からの医師の派遣を受けての運営となりますけれども、19年度の常勤医師にかわりまして非常勤医師の派遣となることから、本会計において賃金を負担することとなり、その分で約150万円の増額となっております。

6ページの医業費におきましては、医薬品衛生材料費の薬剤購入費910万円を主なものといたしております。

次に、和知診療所勘定の説明に移らせていただきます。

和知診療所の状況につきましては、外来と入院19床により運営いたしておりますが、予算の前提といたしましては、今年度の状況から、外来については1日平均78人、入院につきましては1日平均12人を見込んで算出したところでございます。

和知診療所勘定の歳入歳出予算の総額は3億5,605万6,000円とし、前年度と比べまして564万4,000円、約1.5%の減となっております。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず1款、診療報酬では、1項、入院収入5,029万4,000円、前年度に比べまして115万2,000円の増。2項、外来収入といたしましては、国保、社保等合わせまして2億280万8,000円、前年度に比べまして179万8,000円の減といたしております。

2款、使用料及び手数料では、病室使用料、車使用料、文書手数料に加えまして、2項の手数料に死後処置料を設けさせていただいております。前年度まで雑入で処理をしておりましたが、条例に基づくものであることから、手数料として計上させていただきました。

3款、繰入金では、一般会計繰入金8,164万円、前年度より572万円の減。主には、前年度当初予算における職員の人数より本年度1名の減員になっております関係で、歳出総額が減ったことによるものでございます。

事業勘定繰入金750万円は、先ほど説明がございました国保特別調整交付金の僻地診療所運営費及び保険事業補助金を計上いたしております。

5款の諸収入では、診療所に勤務する医師の研修日を確保するため、代替医師の費用に係

る助成金の長寿社会づくり事業交付金576万円を計上いたしております。この交付金は、京都府を通じて申請を行っているところですが、実際の補助金については、地域社会振興財団から直接振り込みがされることから、前年度までの府支出金の項目を見直しまして、20年度からは諸収入に組み替えさせていただきました。

次に、歳出についてでございますが、総務費では施設の維持管理等に係る費用と臨時職員の賃金を主なものといたしまして、一般管理事業で4,605万7,000円と人件費が主なものでございます。

賃金につきましては、臨時雇用賃金におきまして、非常勤医師の賃金2,145万円を主なものといたしまして計上いたしております。

9ページ、医業費におきましては、前年度の支出見込み額により計上させていただいたところです。医療用機械器具費、主に委託料、使用料におきまして、CTや内視鏡ビデオなど、医療用器械のリース、保守料を計上いたしております。

医療消耗機材費では、需用費で診療材料費、使用料及び賃借料で医療用酸素、寝具等の借上料を主なものといたしております。

医薬衛生材料費では、薬剤購入に係る費用1億80万円と検査委託料が主なものでございます。

給食費においては、給食業務の委託料1,200万円を計上いたしております。

続きまして、歯科診療所勘定でございますけれども、和知歯科診療所の状況といたしましては、今年度の状況から、外来1日平均30人を見込んで予算を組ませていただきました。歳入歳出予算の総額は7,102万5,000円といたしております。

事項別明細書3ページ、歳入でございますが、1款、診療収入では、外来収入といたしまして5,402万4,000円を計上いたしております。

2款、繰入金では、一般会計繰入金910万円、事業勘定繰入金600万円とし、国保特別調整交付金、僻地診療所運営費を計上いたしております。

4款の諸収入では、臨床研修医受託収入160万円を主なものとして、190万円を計上させていただいております。

5ページの歳出につきましては、総務費では施設管理費に伴います一般管理事業と職員の人件費を主なものといたしております。一般管理事業の中に、臨床研修医に係る賃金を計上いたしております。

医業費では、医業用機械器具費で、修繕料と備品購入費で45万1,000円、医療用消耗品費で診療材料に係る消耗品費330万円、医薬用衛生材料費では薬の購入の医薬材料費

96万円と、歯科技工委託料660万円を主なものといたしております。

以上、大変簡単ですが、施設勘定に係ります予算の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 続きまして、議案第15号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計につきましては、20年度から後期高齢者医療制度へ移行することによりまして本来はなくなるものでございますけれども、国保会計でも申し上げましたように、診療月と支払い月のずれがございますもので、この3月分につきましては20年度予算ということで組みさせていただいておりますのと、月遅れ請求分等の予算を組んでおるということでございまして、当会計につきましては3カ年間設置をするということになっております。

したがって、20年度予算におきましては、これらに要する経費として総額2億4,989万9,000円を計上させていただいております。

それでは、細部につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

5枚めくっていただきまして、3ページの歳入からご説明を申し上げます。

まず、第1款の支払基金交付金でございますが、この交付金につきましては、各医療保険者の拠出金から交付される部分となっております。公費負担の残りを支払基金から交付いただくということでございます。現年分として1億2,856万9,000円を計上しております。

次に、第2款の国庫支出金につきましては、その公費部分ということで国の負担分である12分の4でございますが、7,992万5,000円を組ませていただいております。

次のページの第3款の府支出金でございますが、府支出金につきましては12分の1ということになっておりまして1,998万円、そして、第4款の一般会計繰入金につきましては同じく12分の1分ということになっているわけでございますが2,066万1,000円を計上させていただいております。

次に、1枚めくっていただきまして、歳出でございますが、第1款、医療諸費につきましては、3月分の医療給付につきましては、平成19年度の支払い実績から最も高額の月の額を基準といたしまして算出をしております。さらに一定の月遅れ分等を勘案して計上したものでございます。

なお、医療費支給費についても同様でございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号でございますが、平成20年度京丹波町後期高齢者医療特別会

計予算でございます。

本会計につきましては、議案第8号において特別会計の設置をお願いしているところでございますが、後期高齢者医療制度の開始に伴いまして新たに設けるといふものでございます。

歳入歳出予算の総額は1億9,894万1,000円でございます。内容といたしましては、主に高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、後期高齢者に係る保険料と保険料の軽減に係る保険基盤安定の繰入金を収入いたしまして、これを広域連合に納めるというものでございます。

それでは、細部につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

4枚めくっていただきまして、3ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

まず、第1款の保険料でございます。後期高齢者医療保険料でございますが、これは広域連合の保険料算定に基づきまして1億5,246万4,000円を計上しておりまして、うち特別徴収分が1億3,416万8,000円、普通徴収分を1,829万6,000円ということにしております。この区分につきましては、介護保険の金額によって配分をしたところでございます。

なお、新聞報道でご承知かと思っておりますけれども、京都府の助成が決定をされまして、1人当たり300円弱の減額がなされることになっておるわけでございますが、当予算につきましては既に12月の広域連合の条例によりまして保険料率で4月から仮徴収が始まりますために、この減額につきましては4月の本算定以降になるというふうな予定になっております。

次に、第3款の一般会計繰入金につきましては、事務費分として238万3,000円と、先ほど申し上げました保険料軽減に係る基盤安定繰入金4,408万7,000円を計上しております。

次に、1枚めくっていただきまして、5ページの歳出でございますが、第1款、総務費の一般管理費につきましては、郵送料や機器保守委託料などの事務経費分でございます。

また、徴収費につきましては、納付書印刷や郵送料を計上しております。

次に、6ページでございますが、第2款、広域連合納付金ということで、最初に申し上げましたが、保険料と低所得者に係る保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するというものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第17号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計

予算につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ15億7,045万8,000円、サービス事業勘定の歳入歳出の総額は685万2,000円と定めるものでございます。

以下省略をさせていただきます事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の1、保険料、第1号、被保険者保険料2億7,070万7,000円、内訳の主なものは、現年度分特別徴収保険料2億5,257万6,000円、現年度分普通徴収保険料1,793万1,000円となるものです。

4ページをお願いいたします。

3の国庫支出金、国庫負担金で、介護給付費負担金2億5,859万8,000円、保険給付費のうち、施設等給付費の15%、その他給付費の20%となっております。

目2の国庫補助金調整交付金につきましては1億464万3,000円、保険給付費の7%を見込んでおります。

目2の地域支援事業交付金1,055万5,000円、内訳は、特定高齢者、一般高齢者、包括的支援事業、任意事業分となっております。

款の4の支払基金交付金、介護給付費交付金4億6,349万1,000円、介護給付費の31%となっております。

5ページの款の5、府支出金、介護給付費府負担金2億2,724万3,000円、施設等給付費の17.5%、その他給付費の12.5%となります。

6ページをお願いいたします。

7、繰入金、項1の一般会計繰入金、介護給付費繰入金1億8,686万2,000円、ルール分の12.5%を繰り入れるものであります。

7ページの介護給付費準備基金繰入金409万2,000円につきましては、介護給付費の増加によりまして保険料に不足が生じたため、準備基金を取り崩すものでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページの歳出についてですけれども、総務費、目の2の認定調査等費884万4,000円、主なものは円滑な認定調査を実施するために、賃金におきまして認定調査員の臨時雇用及び委託料で施設入所者訪問調査委託料を計上しております。さらに、役務手数料におきまして、主治医の意見書作成手数料541万8,000円となっております。

目の3、認定審査会等委託負担金1,055万6,000円、京都府に対し支払います審査会の事務委託料となっております。

目4、計画策定委員会費431万円は第4期介護保険事業計画策定につきまして、経営分

析等コンサルティング業務を委託するものでございます。

11ページの保険給付費、項の1、介護サービス等諸費の合計は13億2,521万7,000円となりまして、主なものは居宅介護サービスの4億8,914万1,000円、施設介護サービス7億3,191万6,000円となります。

12ページをお願いいたします。

項の2、介護予防サービス等諸費の合計は6,655万3,000円、主なものは介護予防サービス5,267万5,000円と、介護予防サービス計画給付643万4,000円となります。

13ページをお願いいたします。

項の5、特定入所者介護サービス等費、目の1、特定入所者介護サービス費7,570万9,000円で限度額を超えた負担分につきまして補足給付をするものでございます。

14ページをお願いいたします。

款の4、地域支援事業費、目の1、特定高齢者施策701万9,000円で、主なものは高齢者実態把握事業で、住民健診を通じて実態把握を行うことから一般会計に繰り出しをするものでございます。

目の2、一般高齢者施策事業費1,386万1,000円、主なものはミニデイサービス事業委託料及び運動機能向上嘱託職員賃金と、瑞穂・和知地域のミニデイサービスのヘルパー等の賃金でございます。

17ページをお願いいたします。

款の6、公債費、目の1、財政安定化基金償還金1,159万9,000円、平成20年度で全額償還となりまして平成21年度の保険料統一の前提条件をクリアすることになります。

続きまして、サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。

ピンクの用紙で区切っていますので、その後3ページをお願いいたします。

歳入の款の1、サービス収入、目1、居宅支援サービス計画費収入685万2,000円で、地域包括の保健師が作成する計画費の収入となっております。

4ページをお願いいたします。

款の2、事業費、1、居宅介護支援事業費653万9,000円、介護予防計画作成委託料が主となっております。

以上、ご審議いただきご議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 議案第18号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成20年度の歳入歳出総額は13億5,560万円とさせていただくものでございます。地方債につきましては、第2表、地方債によるでございます。

一時借入金ですが、これにつきましては最高額は3億円と定めるものでございます。

4ページをお開きいただきますと、第2表、地方債でございますが、簡易水道事業で限度額が2億5,620万円、簡易水道事業借換債の限度額につきましては7,060万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりでございますのでお目通しをお願いいたします。

以下、事項別明細書で説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお開きいただきます。

歳入の分担金及び負担金、水道事業費分担金は、新規加入分担金の見込みといたしまして1,903万5,000円でございます。主には、グリーンハイツからの基金積立分担金といたしまして1,200万円、それから丹波・瑞穂の新規加入分担金につきましては20件で273万円、和知につきましては2件、21万円を見込んでおります。

開発団地の新規加入分担金につきましては、30件で409万5,000円を見込んで計上させていただいております。

負担金につきましては、水道事業負担金として464万円ございまして、開発団地の給水工事負担金でございます。58件分、計上させていただいております。

使用料及び手数料、水道使用料でございますが、4億7,605万6,000円でございます。前年の実績を踏まえた中で計上させていただいたものでございまして、主には現年度分で4億6,800万円、グリーンハイツが705万6,000円、過年度分は100万円を見込んでおります。

4ページでございますが、国庫支出金8,638万円ございまして、前年より1億1,514万6,000円減額となっております。主には水道施設整備費の国庫補助金が2,258万円、簡易水道施設整備費国庫補助金が6,380万円ございまして、それぞれ補助基本額に補助率を乗じたものを計上させていただいております。

府支出金の施設整備府補助金は4,906万5,000円ございまして、これはふるさとの水確保対策事業費府補助金でございます。事業費の10分の1を5年間に分けていただくものでございまして、水道事業の基金といたしまして積み立てるということになってお

ります。内訳につきましては、16年度から19年度までの事業の補助金でございます。

5ページでございますが、繰入金、一般会計繰入金につきましては2億7,122万5,000円を計上させていただいております。

次に、基金繰入でございますが、1億2,017万3,000円を計上させていただきました。

6ページをお開きいただきまして9款の町債でございますけれども、簡易水道事業債として3億2,680万円を計上させていただいております。これは、簡易水道事業債で2億5,620万円、簡易水道事業借換債で7,060万円を予定いたしております。

次に歳出でございますが7ページをごらんください。

水道管理費の一般管理費は3億5,590万6,000円でございます。内訳といたしまして水道事業で2億7,087万9,000円、グリーンハイツ簡易水道事業が2,026万円、人件費が6,476万7,000円でございます。主には人件費で9名分の一般職の給料手当等でございます。

需用費につきましては、浄水場などの光熱水費に5,791万2,000円のほか、修繕料等合計7,908万5,000円を19年度の実績により計上させていただいております。

8ページの委託料につきましては8,582万5,000円を計上いたしております。施設の維持管理委託料として5,295万円を見込んでおりますほか、設備の保守点検あるいは水質検査、メーター検針員の委託料など、8,582万5,000円を計上させていただいております。

工事請負費でございますが、4,471万1,000円を計上させていただいております。水道管の移設工事とありますが、これにつきましては国道27号の中山地内の歩道の改良に伴いますもので346万5,000円といたしております。

また、配管損傷箇所の修繕あるいは漏水修理など、維持修繕工事として4,124万6,000円を見込んでおります。

9ページの中ほどでございますが、25節の積立金でございますが、これは起債元金償還の充当財源といたしまして交付をいただきます府補助金の4,906万5,000円と、グリーンハイツの分担金であります1,200万円を水道事業基金として積み立てることとして、合計6,106万5,000円を計上させていただいております。

次に、施設費の水道施設費でございますが、上水道事業につきましては丹波・瑞穂統合簡易水道事業費として1億8,956万8,000円といたしております。主には委託料が測量設計業務などに550万円、10ページになりますけれども工事費につきましては1億2,

300万円を計上いたしております、これにつきましては戸津川の送配水施設及び団地の給水工事などを予定させていただいております。

負担金補助及び交付金につきましては、ダム建設負担金といたしまして5,920万円を計上させていただいております。

簡易水道施設費でございますが、和知簡易水道事業費といたしまして1億9,700万円といたしております。主には委託料が測量設計業務などに3,300万円、11ページになりますが工事費につきましては1億6,180万円でございます、主には上乙見の配水池築造あるいはポンプ場の工事などを予定させていただいております。

次に11ページの公債費でございますが元金が4億1,367万3,000円、利子につきましては1億9,945万3,000円を計上させていただいております、長期債の償還元金あるいは利子に充てることといたしまして、合計6億1,312万6,000円を計上させていただきました。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号 平成20年度京丹波町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成20年度の歳入歳出総額は12億円とさせていただくものでございます。地方債につきましては、地方債の表によるものでございまして、一時借入金につきましては借り入れの最高額は3億円と定めるものでございます。

4ページでございますが、第2表の地方債につきましては下水道事業で限度額が5,750万円、資本費平準化債の限度額につきましては1億6,880万円、また下水道事業債借換債の限度額につきましては1億2,500万円でございます。起債の方法等につきましては、ごらんとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以下、事項別明細書で説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

歳入でございますが分担金及び負担金の下水道事業費の分担金は4,215万円でございます、農業集落排水事業の新規加入負担金が1件で106万円、特環の公共下水道負担金は3,218万円で、主には下山地区の分担金が事業費の20%分ということで3,112万円などがございます。

それから浄化槽市町村整備推進事業費分担金でございますが、これにつきましては5人槽の設置が10基、7人槽の設置が14基の合計24基を予定しております。加重加算分の8基を合わせまして891万円を計上させていただいております。

使用料の農業集落排水使用料でございますが、8,670万7,000円でございます。

4ページになりますが、林業集落排水使用料142万5,000円、簡易排水が86万3,000円、公共下水道につきましては5,620万8,000円、浄化槽につきましては3,792万3,000円といたしております、それぞれ現年度及び過年度の見込みでございます。

5ページでございますが、国庫支出金は下水道事業国庫補助金が9,087万7,000円でございます、これは特環の公共下水道事業の下山浄化センターの整備及びグリーンハイツの管路接続に係ります国庫補助金でございます、8,300万円を見込んでおります。

浄化槽の事業費の中で国庫補助金の24基分、787万7,000円を見込んでおります。

次に府支出金下水道事業府補助金でございますが、1,331万3,000円で、主には農業集落排水事業府補助金として653万7,000円、それから特環の公共下水道事業の府補助金は未来づくり交付金ということで522万円、浄化槽市町村整備推進事業費府補助金といたしまして155万6,000円を計上いたしております。

6ページでございますが、繰入金につきましては5億1,856万3,000円を計上いたしておりますが、農業集落排水事業に2億1,384万6,000円、特定環境保全公共下水道事業に2億5,661万9,000円、浄化槽の市町村整備事業に4,809万8,000円を充当することといたしております。

7ページの町債でございますが、下水道事業債は3億5,130万円といたしております。主には公共下水道に4,140万円、浄化槽に1,610万円、資本費の平準化債の分で、農業集落排水は7,150万円、公共下水道は9,730万円、また借換債といたしまして農業集落排水に8,470万円、公共下水道には4,030万円を計上させていただいております。

8ページに移りまして歳出でございますが、総務費一般管理費につきましては4,705万6,000円で、前年度から1名減の職員6名分の人件費を計上させていただいております。

次に下水道費の農業集落排水費の施設管理費でございますが、9,725万4,000円でございます、9ページでございますように農業集落排水管理事業に9,388万3,000円、林業集落排水の管理事業に220万5,000円、簡易排水に116万6,000円を計上させていただいております。

それから、10ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道の施設整備費でございますが、1億5,783万3,000円を計上いたして

おります。主なものといたしまして11ページの委託料で、測量設計管理業務委託100万円、それから下水道事業団への委託をいたしております下山浄化センターの2期分の工事費といたしまして1億5,000万円、また工事請負費につきましては下山グリーンハイツの接続管の管渠工事あるいは国道27号下山バイパスの関連で管渠工事を予定しております520万円でございます。

公共下水の施設管理費につきましては8,158万3,000円を計上させていただいております。

13ページ浄化槽市町村整備推進施設費でございますが3,523万3,000円でございます、主には工事請負費といたしまして浄化槽の設置工事24基分2,921万2,000円を計上させていただいております。

次に、14ページの施設管理費でございますが7,676万8,000円を見込んでおります、主なものといたしまして浄化槽の清掃委託料として4,477万7,000円、それから保守点検委託料に2,876万6,000円を計上させていただいております。

最後になりますが、15ページの公債費につきましては元金5億1,307万円、利子1億9,020万3,000円、合計7億327万3,000円を計上させていただいております。

以上、早口で申し上げまして申しわけございません。議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議をいただきましてご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第20号 平成20年度京丹波町土地取得特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本土地取得特別会計につきましては、土地の先行取得それから土地開発基金の運用益を整理する会計として設けているものでございます。20年度につきましては歳入歳出それぞれ42万3,000円とさせていただくものでございます。

少しページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページでございます。

歳入につきましては、この土地開発基金からの利子ということで42万2,000円を計上させていただいております。現在、この土地開発基金の現金の基金残高でございますけれども、19年度末で1億631万円を推計いたしておるところでございます。したがって、これに伴う利子を見込んでの計上でございます。

4ページの歳出でございますが、この運用益を土地開発基金に積み立てるということで、繰出金として42万3,000円を計上させていただいたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが議案第20号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、私からは議案第21号 平成20年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ321万2,000円と定めるものでございます。

以下省略させていただきます、事項別明細でご説明をさせていただきます。

3ページの歳入でございますけれどもこの事業の主なものはお繰入金ということで、中ほどでございますけれども一般会計からの繰入金が153万円、それから同額を基金の方から繰り入れるということにしております。

めくっていただきまして、次に歳出でございますけれども、育英資金の金額で306万円を計上しております。これまでの推移から高校生の方々に給付する分を6名分、それから専門学校の方を2名分それから大学生の分を11名分見込みまして306万円という支出予定をしているところでございます。

以上、簡単でございますけれども説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

今回お願いいたしております予算につきましては、前年度予算に対しまして1,578万4,000円多い歳入歳出それぞれの合計額を1億2,293万7,000円と定めることに合わせまして、地方自治法の定めによりまして一時借入金の最高限度額を1,000万円と定めることにつきましてお願いをするものでございます。

それでは、以下省略させていただきます、早速でございますけれども、予算の補足説明をさせていただきますと思います。

先に、提案理由の説明につきましては、冒頭、町長の方からご説明がございましたので、私の方につきましては、予算の内容につきましての補足説明とさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書でページを進めていただきまして3ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入予算の方から説明を申し上げたいと思っております。

運行事業収入といたしまして、運賃収入、受託収入合わせまして3,497万6,000

円を計上しております。昨年度に比べまして、238万3,000円の減額となっておりますが、昨年度の利用実績見込みによりまして算定をしたものでございます。

次に、第2款の府支出金のうち府補助金として1,300万円を見込んでおります。こちらにつきましても、昨年度と比べまして620万5,000円の増額となっておりますが、このことにつきましては購入の車両台数を2台にしたことによります増額でございます。

本年度も、低床型の中型バスを2台購入する費用を計上させていただいております。既に導入させていただきました低床型のバスにつきましては、高齢化が進む本町の利用者に大変好評を得ておりまして、まさに利用者のニーズに合った車種として交通弱者の方々から感謝のお言葉もちょうだいしているような状況でございます。

本年度におきましても、現在運行いたしております車両のうち、経過年数が長くいずれのバスにつきましても走行距離が40万キロを超えている老朽化が甚だしい車両につきまして、今後の修繕費用が膨らむばかりで決定的な対応に至らないというようなことや、また、行政の直営バスとしての安全運行にも支障を来すおそれが非常に大きいということもありまして、限られた予算の中ではございますけれども、京都府からの有利な特定財源を活用させていただきまして低床型の中型バス2台を更新する予算計上を行わせていただいております。

このほかに、一般会計からの繰入金といたしまして、前年より507万円少ない4,858万9,000円を充当しての予算とさせていただいております。この繰入金につきましては、地方交付税の充当というような形で処理をさせていただいております。

4ページの町債でございますが、バス購入に係ります補助残を過疎債の借り入れといたしまして2,600万円計上させていただいております。

以上が、歳入予算の説明でございます。

次に、5ページをお開きいただきまして、歳出予算につきまして説明させていただきます。

運行事業費といたしまして本年度1億1,629万9,000円を計上させていただきました。前年度に比べまして、1,584万3,000円多い予算となっております。

運行経費の内訳につきましては、バス運転手の人件費と、それから運行に伴います燃料などを主だったものとしての経費を計上したものでございます。なお、現有2台の自家用バス管理経費も含めさせていただいております。

備品購入費といたしまして低床型の中型バス2台の購入を計上させていただいております。この理由につきましては先ほど歳入予算の中で説明させていただいておりますので、省かせていただきたいと思っております。

7ページの公債費につきましては、起債借り入れの元金492万2,000円と、それか

ら本年度発生分の利子71万6,000円を計上したものでございます。

以上、まことに簡単でございますが議案第22号 平成20年度京丹波町営バス運行事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてお認めいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第23号 平成20年度京丹波町須知財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成20年度は、歳入歳出それぞれ178万円と定めさせていただくものでございます。

ページを少しめくっていただきまして、事項別明細書歳入3ページでございますが、本財産区につきましては財産貸付収入あるいは寄附金、基金の繰入金を主な歳入といたすものでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページ歳出でございます。

須知地区並びに竹野地区と地区を区分いたしまして、それぞれ先ほど申し上げました歳入を財源といたしまして財産区の管理委員会の運営並びに財産の管理ということで、須知地区については129万円、竹野地区については47万3,000円を計上させていただいたものでございます。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 平成20年度京丹波町高原財産区特別会計予算についてご説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出につきましては、それぞれ26万円とさせていただくものでございます。

これも少しページをめくっていただきまして事項別明細書の歳入の3ページでございますが、歳入といたしましては、主に寄附金を主として計上させていただいたものでございます。

次のページのこれらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理委員会の運営あるいは財産管理に総額25万円の執行を予定するところでございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 平成20年度京丹波町桧山財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

20年度のこの財産区の予算につきましては、歳入歳出1,500万円とさせていただくものでございます。前年度に比較しまして、1億790万円減額した予算となっております。これにつきまして、これにつきましてはページをめくっていただきまして、3ページの事項別明細でございますが、前年度主に京都縦貫自動車道の土地の売却収入が1億439万円余

り計上があったところでございますし、あるいはまた、雑入のところにも出てまいります、補償費の関係が852万1,000円、こういったものが臨時的な経費として19年度計上してあったところでございます。こういったものが減額になりまして大きな減額の予算ということになっております。

なお、歳出につきましては5ページからでございますが、財産区管理会の運営にかかわりますものを226万円、それから5ページ、6ページにかけての財産管理に関する経費として566万9,000円、なおまた次のページの諸費につきましてはそれぞれ区内の諸団体に助成を行うことといたしておるものでございます。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 平成20年度京丹波町梅田財産区特別会計予算でございますが、これにつきましても歳入歳出それぞれ900万円とさせていただくものでございます。

これも少しページをめくっていただいて、3ページ歳入の事項別明細書の関係でございますが、この財産区につきましては、財産運用収入ということで土地の貸付収入、これについては主にNTT等の携帯電話の電波塔、こういったものの収入が主なものでございます。それから財政調整基金の繰り入れ、こういったものを主な財源といたしまして歳入予算を計上させていただいたものでございます。

歳出につきましては5ページからでございますが、財産区の管理会の運営に係ります経費、それから5ページから6ページにかけての財産の管理経費、それから区内における諸団体への助成を主なものとして計上させていただいたものでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 平成20年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ450万円とさせていただくものでございます。

これも事項別明細書の3ページでございますが、本財産区につきましては主な歳入につきましては財産貸付収入や基金の繰入金、こういったものを主なものといたしまして計上しているところでございます。

これらを財源といたします歳出でございますが、財産区の管理会の運営にかかわります経費、それから財産の管理に要します経費、それから区内への諸団体への助成について計上させていただいたものでございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 平成20年度京丹波町質美財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ360万円とさせていただくものでございます。

事項別明細書3ページの歳入でございますが、本財産区につきましても主な財源といたしましては、土地の貸付収入、あるいは基金の繰入金、こういったものを歳入予算として計上させていただいております。

歳出につきましては5ページ以降でございますが、財産区の管理会の運営経費、財産の管理経費、あわせまして区内における諸団体への助成を主なものとして計上させていただいたものでございます。

以上、6財産区の関係にかかわります予算議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○域医療課長（下伊豆かおり君） 議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

さきに条例改正の提案をさせていただいております病床区分の見直しを前提といたしまして、予算を組ませていただきました。

第2条、20年度業務の予定といたしましては、一般病床39、療養病床8、計47床として、入院患者数を1日平均37人、年間で1万3,505人を予定いたしております。

また、外来患者数につきましては、4月から開始を予定しております月2回の土曜日診療を含めまして、1日平均145人、年間3万8,871人といたしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、病院事業収入及び病院事業費用ともに8億4,290万2,000円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入5,209万5,000円、資本的支出5,409万5,000円とし、支出に対し収入が不足する額200万円につきましては当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

以下省略いたしまして7ページをお願いいたします。

平成19年度の予定損益計算書につきましては、19年度の決算見込みについて5,483万5,000円の純損失と見込んでおり、それに基づきまして8ページの19年度の予定貸借対照表を作成いたしております。

また、20年度につきましては本当初予算に基づいて、10ページの20年度末の予定貸借対照表を作成いたしました。

次に、予算説明書の13ページをお願いいたします。

収益的収入についてでございますが、医業収益の入院収益につきましては一般病棟におけ

る入院基本料13対1の適用と病床区分の見直しにより、入院収益を2億6,845万7,000円、前年度より6,433万6,000円の増収と見込んでおりますが、外来収益におきましては外来患者数の見込み減と居宅介護支援収益の減により3億9,362万5,000円、前年度より4,872万1,000円の減とし、医業収益全体といたしましては6億9,231万6,000円、前年度より1,576万2,000円の増加とさせていただいております。

医業外収益につきましては、一般会計からの運営補助金について前年度と同額の1億1,600万円とし、レセプトオンライン請求義務化に対応する費用に関して国保特別調整交付金115万5,000円を見込んでおります。

また、負担金交付金として、一般会計から企業債償還利息分3,043万円を見込んでおります。

次に、14ページの医業費用でございますが、給与費では昨年度看護師3名分の採用を行った分については増額要因となっておりますが、20年度からの事務医事業務の委託によりまして事務員の減員をすることといたしております。

19年度の決算見込み額との比較では、医事事務の委託によります効果といたしましては約730万円を見込んでおります。

材料費では、前年度に比べまして296万1,000円増の2億2,757万円を計上させていただいております。

経費では2,397万円前年度より増で、1億4,144万4,000円といたしております。

消耗備品費において、レセプトオンライン請求義務化に対応するためのシステム導入費用など130万3,000円を新たに予定いたしております。

また、15ページの委託料で、新たに窓口医事業務及び日直委託業務に2,063万1,000円を計上いたしております。

減価償却費では、建物、機械備品等の減価償却費5,111万2,000円を見込んでおります。

16ページの医業外費用におきましては、病院事業債の償還利子3,043万円を主なものといたしまして全体で3,417万8,000円を計上いたしております。

次に、17ページの資本的収入及び支出でございます。

資本的収入5,209万5,000円、資本的支出5,409万5,000円、前年度に比べまして2,962万円の増となっております。

病院事業債の償還元金について、一般会計出資金により償還を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第29号 平成20年度瑞穂病院事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

議案第13号 平成20年度京丹波町一般会計予算から、議案第29号 平成20年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第29号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第31 特別委員会委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

本会議終了後に、予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 2時22分